

農地情報公開システム・フェーズ2
データ収集・移行ガイドライン

第 0.90 版

平成 28 年 2 月 15 日

全国農業会議所

変更履歴

版数	頁	変更理由	変更者	変更確認者
		変更内容	変更日	変更確認日

目次

1	はじめに	7
1 - 1	ガイドラインの目的	7
1 - 2	ガイドラインの記載内容	8
1 - 3	フェーズ2システムの概要	9
2	データ収集・移行の概要	11
2 - 1	移行対象データ	11
(1)	農地台帳情報	11
(2)	農地地図情報	11
(3)	外字情報	13
2 - 2	データ収集・移行作業の全体像	13
(1)	アンケート調査	15
(2)	データ収集・移行計画策定	15
(3)	移行時期・移行手順等調整・決定	16
(4)	フェーズ2システム利用申請書の提出	17
(5)	外字ファイル提出	18
(6)	農地地図情報提出	18
(7)	変換前全項目 CSV ファイル出力	18
(8)	レイアウト変換	19
(9)	フェーズ2移行用 CSV ファイル提出	20
(10)	データ整備	20
(11)	フェーズ2システム利用開始	22
3	データ仕様ガイドライン	22
3 - 1	農地台帳情報の仕様等（フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト）	22
(1)	フェーズ2とフェーズ1のデータの内容の変更点	22
(2)	ファイルの種類と命名規則	23
(3)	ファイルのデータ形式	24
(4)	半角文字の使用可能範囲	24
(5)	ファイルの仕様	26
(6)	フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト	26
(7)	取込データのコード表 CSV の仕様	27
3 - 2	農地地図情報の仕様等	28
(1)	座標系	28
(2)	フェーズ2システムで利用する農地地図情報の種類	28
(3)	農地地図情報の仕様	28

(4)	農地地図情報の属性情報の仕様	31
(5)	農地地図情報のファイル命名規則	32
(6)	農地地図情報の登録記録の作成	33
3 - 3	外字情報の仕様等	36
(1)	外字情報の提出対象範囲	36
(2)	提出する外字ファイル	36
(3)	ファイル命名規則	36
4	データ作成ガイドライン	37
4 - 1	データ作成の概要	37
4 - 2	データ移行ツールの概要	38
(1)	利用にあたっての事前準備	39
(2)	ツールで移行する情報	39
(3)	ツールの機能	40
(4)	データ移行ツールでの外字表示について	47
4 - 3	農地台帳情報作成にあたっての留意点	47
(1)	農業委員会等コードの付与方法	47
(2)	農地データの作成における留意点	48
(3)	個人データの作成における留意点	51
(4)	世帯・法人データの作成における留意点	52
(5)	フェーズ2移行用CSVファイルの作成における留意点	53
4 - 4	農地地図情報の作成方法・留意点	54
(1)	農地地図情報の作成方法	54
(2)	作成における留意点	55
5	データ整備ガイドライン	57
5 - 1	データ整備の概要	57
(1)	システムの初期設定	57
(2)	農地区画図の連携及び公開の設定	57
(3)	データ移行後のエラー確認と修正	59
(4)	農地台帳と農地地図の突合エラーの確認と修正(台帳と地図の不一致の解消)	59
(5)	データ移行ツールにて移行していない独自項目等の追加登録	59
(6)	移行期間中に発生した差分データの反映	60
(7)	農地ピンの公開停止設定	60
(8)	注意区分の確認	61
(9)	地図データの転送	61
(10)	各農業委員会等利用システムデータ整備完了報告書の提出	61

5 - 2	台帳、地図の確認と修正	61
(1)	台帳余りエラーの確認、修正方法	61
(2)	地図余りエラーの確認、修正方法	61
(3)	突合エラーの一覧表の利用方法	62
(4)	突合キーの設定方法	62
5 - 3	移行作業中に発生した差分データの反映	62
(1)	管理すべき差分情報	62
(2)	差分情報の更新方法	63
6	Q&A集	64
6 - 1	LGWAN について	64
6 - 2	データ移行ツールについて	64
6 - 3	農地台帳情報等について	65
6 - 4	農地地図情報等について	67
6 - 5	データ収集・移行のスケジュール	67

別紙一覧

- 別紙1 農業委員会等コード一覧表
- 別紙2 フェーズ2 移行用ファイルレイアウト
農地台帳情報（農地データ）の仕様
- 別紙3 フェーズ2 移行用ファイルレイアウト
農地台帳情報（個人データ）の仕様
- 別紙4 フェーズ2 移行用ファイルレイアウト
農地台帳情報（世帯・法人データ）の仕様
- 別紙5 フェーズ2 移行用ファイルレイアウト 改訂対応表
- 別紙6 各農業委員会等利用システムデータ整備完了報告書
- 別紙7 論理チェック（解消必須なエラーチェック）仕様
- 別紙8 論理チェック（移行後に修正可能なエラーチェック）仕様
- 別紙9 ブロック担当者（問合せ先）一覧

1 はじめに

1 - 1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、各農業委員会等が、現在利用している農地台帳システムから農地情報公開システム（フェーズ2）へのデータ移行を円滑に行えるよう、移行対象データの仕様や作業内容等について説明するものである。

農地情報公開システム整備事業では、各農業委員会等が整備する農地台帳の情報を一元的に集約し、インターネット又はその他の方法による公表、農地台帳・農地地図が連携した農地情報の一元化を実現することを目的としている。本事業では、システム開発を2段階に分けて行っており、平成26年度は農地台帳の情報をインターネット又はその他の方法により公表を行うシステム（以下、「フェーズ1システム」という。）を構築し、平成27年4月から稼働している。さらに平成27年度は、「農地台帳情報の一元管理・利用」が可能なシステム（以下、「フェーズ2システム」という。）を構築することを目的としており、これにより農地中間管理機構は農地台帳の全ての情報を活用して農地集積・集約化業務が遂行できるようになる。

農地台帳情報の一元管理を実現するためには、フェーズ2システムでは各農業委員会等は統一されたレイアウトで農地台帳情報を整備する必要がある。このため、全国農業会議所では、各農業委員会等で利用している農地台帳システムからフェーズ2システムに移行を行う統一的なデータの仕様である「フェーズ2移行用CSVファイルレイアウト」を定義した。各農業委員会等は、本定義に従って「フェーズ2移行用CSVファイル」を作成し、LGWAN回線を利用してフェーズ2システムへ提出することでフェーズ2システムへのデータ移行を行うことが可能となる。

本ガイドラインは、各農業委員会等が円滑にフェーズ2システムへのデータ移行作業が行えるよう、現在各農業委員会等が利用している農地台帳システムからデータを移行し、フェーズ2システムを利用して農業委員会等業務を開始できる状態になるまでに必要な作業の内容や手順等を示すことを目的とする。

1 - 2 ガイドラインの記載内容

本ガイドラインは、各農業委員会等が提出する農地台帳情報の仕様（フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト）や農地地図情報の仕様等を規定し、その規定に基づくデータの作成方法及びフェーズ2システムへのデータ移行後に各農業委員会等が実施するデータの整備方法を示す。

本ガイドラインは、各農業委員会等が提出する農地台帳情報の仕様（フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト）や農地地図情報の仕様等を規定し、その規定に基づくデータの作成方法について示すものである。ガイドラインの構成は表 1-1 のとおりとする。

表 1-1 ガイドラインの構成

項番	章題	記載内容
1	第1章 はじめに	本ガイドラインの目的、記載内容、フェーズ2システムの概要
2	第2章 データ収集・移行の概要	データ収集・移行対象のデータ及び作業の全体像、データ移行直後の移行データの確認について
3	第3章 データ仕様ガイドライン	フェーズ2システムへのデータ移行前に作成するデータ（農地台帳情報、農地地図情報、及び外字情報）の仕様
4	第4章 データ作成ガイドライン	第3章で示した仕様に基づいたデータの作成方法、データ作成にあたり利用する「データ移行ツール」の概要やデータ作成時の留意点
5	第5章 データ整備ガイドライン	フェーズ2システムへデータ移行後に各農業委員会等が実施するデータの確認、修正方法
6	第6章 Q&A集	データ移行作業に関する各農業委員会等からのよくある質問と回答

フェーズ2システムに関連し、表 1-2 に示す文書も合わせて参照すること。

表 1-2 本ガイドラインで規定しない事項ならびに関連する資料

項番	通知内容	参照すべき文書
1	フェーズ2システム概要に関する公文書	農地情報公開システム・フェーズ2の機能仕様等について（平成28年2月15日付、27会議所発第1048号）
2	フェーズ2システムの概要説明	農地情報公開システム整備事業フェーズ2の概要（農業委員会等向け）（平成28年2月15日改訂）
3	フェーズ2システムに関連する	Q&A集

項番	通知内容	参照すべき文書
	Q&A 集	
4	フェーズ2システム利用開始に向けた公文書	農地情報公開システム・フェーズ2の利用に向けた手引き等の送付について（平成28年2月15日付、27会議所発第1049号）
5	フェーズ2システムの利用規約	フェーズ2システム利用規約、LGWAN-ASP サービスについて
6	フェーズ2システムの利用申請書	フェーズ2システム利用申請書
7	システム利用開始までの手引き	農地情報公開システムフェーズ2の利用に向けた手引き、外字について
8	フェーズ2システム設計・開発等事業者が農業委員会等向けに実施する農地台帳移行支援サービスの概要説明	農地台帳移行支援サービス説明書、農地台帳移行支援サービス説明書 補足資料（簡易マニュアル）
9	データ移行ツールの操作マニュアル	データ移行ツール「システム操作手順書」
10	各農業委員会等利用システムの操作マニュアル	各農業委員会等利用システム「システム操作手順書」
11	フェーズ2システム本運用開始後の作業概要説明	データ管理・提供ガイドライン
12	フェーズ2システムでの各種進捗管理情報の確認方法	（フェーズ2）進捗管理システム「システム操作手順書」
13	公開前データの確認手順	（フェーズ1）公開前確認システムシステム操作マニュアル

1 - 3 フェーズ2システムの概要

フェーズ2システムは、各農業委員会等利用システム、格納システム、進捗管理システム、農地中間管理機構利用システム、住基・固定突合アプリ、データ移行ツールから構成されている。現在利用している農地台帳システムの情報は各農業委員会等利用システムに登録する。

フェーズ2システムは、各農業委員会等利用システム、格納システム、進捗管理システム、農地中間管理機構利用システム、住基・固定突合アプリ、データ移行ツ

ールから構成されている。(図 1-1 参照 部分) 現在利用している農地台帳システムの情報は各農業委員会等利用システムに登録する。

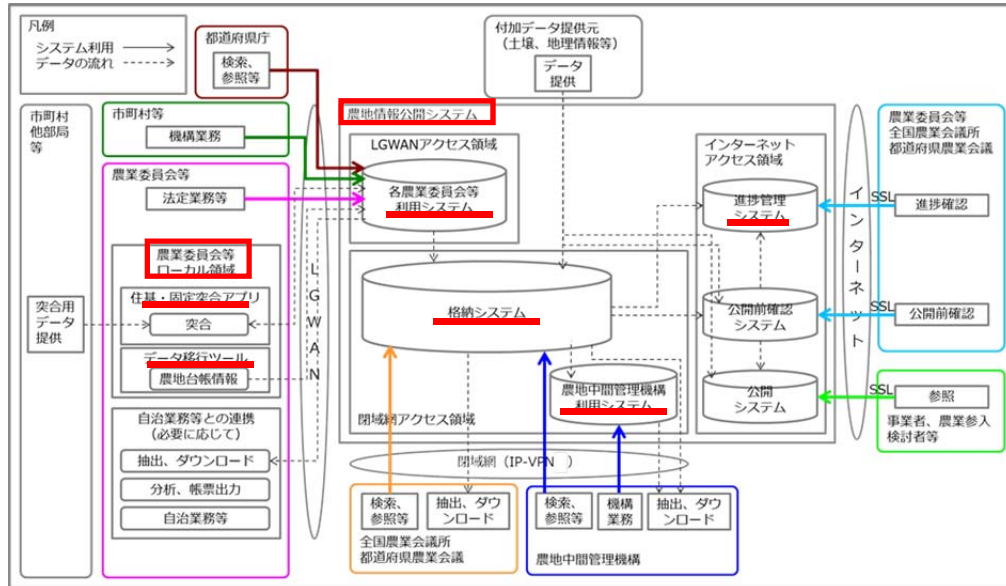


図 1-1 農地情報公開システム構成図

各システムの概要は、「農地情報公開システム整備事業フェーズ2の概要（農業委員会等向け）（平成28年2月15日付、27会議所発第1048号） 3. 各システムの詳細」を参照のこと。

2 データ収集・移行の概要

2-1 移行対象データ

各農業委員会等が現在利用している農地台帳システムからフェーズ2システムに移行するデータは、農地台帳情報、農地地図情報、外字情報である。

各農業委員会等がフェーズ2システムに移行するデータは、農地台帳情報、農地地図情報、外字情報である。各移行対象データの概要は表 2-1 のとおりである。

表 2-1 移行対象データ

項番	移行対象データ	概要
1	農地台帳情報	各農業委員会等が管理している農地、個人、世帯・法人に関する農地台帳情報
2	農地地図情報	各農業委員会等が管理している農地に関する地図情報
3	外字情報	農地台帳システムが動作している端末で保有している全ての外字情報

これらのデータを移行後にフェーズ2システムは利用可能となる。データ移行はフェーズ2利用開始時1回のみであり、フェーズ2利用開始後の差分更新等は利用できない。

(1) 農地台帳情報

「農地台帳情報」は、各農業委員会等が現在利用している農地台帳システムからフェーズ2システムへ移行を行う。対象となるのは「農地台帳の管理項目における記録の仕方」に基づく法定項目及び任意項目であり、「フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト」で定義された「農地データ」、「個人データ」、「世帯・法人データ」である。このデータは、農業委員会等ごとに（市町村に複数の農業委員会が設置されている場合で、複数の農業委員会を統合し市町村管内で集約したデータ管理を行う場合は市町村単位で）一括で移行を行う（地区単位（字）等、分割しての移行は想定していない）。

「フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト」に定義されていないその他の項目（受付情報、総会の議決内容、農地履歴、法令業務以外の自治業務に関する項目など）は、データ移行対象外である。

(2) 農地地図情報

「農地地図情報」は、原則としてフェーズ1スタート時（主に平成27年1～3月）及び洗い替え（平成27年8～12月）の際に収集したものをを用いる。

ただし、以下の場合については、各農業委員会等から「農地地図情報」を収集しフェーズ2システムへ移行を行う。

- 農地情報公開システム整備事業フェーズ1に参加しなかった農業委員会等が農地地図情報をフェーズ2システムへ提出する場合。
- 大規模な公共事業施行や地籍調査完了等で農地地図情報の大幅な差し替えを農業委員会等が希望する場合。
- 農地情報公開システム整備事業フェーズ1では、農地ピンに限定して全国農業会議所へ提出していたが、フェーズ2より農業委員会等が農地区画図の利用が可能となった場合。

なお、農地情報公開システム整備事業フェーズ1に参加しなかった農業委員会等のうち、農地地図情報を農業委員会等が保有していない場合、当該都道府県農業会議又は農業委員会等の公用申請を通じて法務局から公図データの提供を受け、フェーズ2システム設計・開発等事業者が農地地図情報（農地ピン）を作成する。

フェーズ2システムでは各農業委員会等は、農地地図情報として農地区画図と農地ピンの両方を利用するか、農地ピンのみを利用するかを選択ができる。

農地ピンのみを利用を選択した場合は、点情報のみの表示となるため、面情報を活用した業務を行うことはできない。すなわち、農地区画の色分けを行って面的に集積の状況や遊休農地を確認したり、人農地プラン作成時に農地区画の転用や貸し付け状況などがどのように配置しているか（形や大きさ）を地図上で把握することは不可能となる点に注意すること。また、農地台帳の項目を用いた集積シミュレーションを行うこともできないため、集積予測を行うこともできない点にも注意すること。

農地ピンのみを利用においては下記のシステムの制約もあるため、当該運用を選択した農業委員会等はシステム操作・運用において不便が生じる可能性がある点を了承すること。

- 農地ピンのみを利用を選択し、移行完了後に農地区画図も利用するように変更した場合、それまでに整備した農地ピンは全て削除される（農地区画図から自動生成されるピンに対し、再度各種設定が必要となる）。
- 貸付解除などの統合処理、貸付などの分割処理などを台帳と連携して行うことができないため、農地ピン、農地台帳双方の情報更新が必要となる。
- 農地台帳情報と農地ピンの突合キーが自動連携しないため、農地台帳情報の地名・地番等の更新時は、農地ピンの突合キーも手動修正する必要がある。
- 地図機能を用いた色分け表示や集積シミュレーションが利用できない。

(3) 外字情報

「外字情報」は各農業委員会等の農地台帳システムが動作している端末で保有している全ての外字情報を指し、農業委員会等が提出する。

なお、この移行した外字情報のうち、地名はフェーズ2システム全て（地図上での表示を除く）で表示できる。人名は、農業委員会等が利用する各農業委員会等利用システムのみ（地図上での表示を除く）で表示できる。

2-2 データ収集・移行作業の全体像

データ移行にあたっては、フェーズ2システム設計・開発等事業者がデータ収集・移行計画を策定し、農地台帳情報、農地地図情報、外字情報の提出時期や手順を各農業委員会等と調整する。農地台帳情報の提出にあたっては各農業委員会等が現在利用している農地台帳システムからデータを出力・変換し、データ移行ツールを用いて提出を行う。また、フェーズ2システム移行後にデータの整備を行う。

データ収集・移行は、表 2-2 に示すとおり、移行作業の効率性を考慮し原則として「3月先行移行」、「4-6月移行」、「7-8月移行」のいずれかとして実施する。ここで、各農業委員会等の具体的な移行時期等は、「農地情報公開システム・フェーズ2へのデータ収集・移行に関するアンケート調査」（平成27年11月25日付、27会議所発第778号）を通じて確認した農業委員会等の個別の状況を踏まえて、個別に協議の上決定する。（表 2-2 データ収集・移行の進め方 項番1～3）

表 2-2 データ収集・移行の進め方

項番	作業	実施時期	内容
1	アンケート調査	2015/11/25 ～2015/12/9	全国農業会議所が、各農業委員会等に対して個別の状況（変換前全項目 CSV ファイル出力・レイアウト変換の状況、データ提出時期の制約等）を調査する
2	データ収集・移行計画策定	2016年1月	フェーズ2システム設計・開発等事業者が、アンケート調査結果に基づきデータ収集・移行計画を策定する
3	移行時期・移行手順等調整・決定	2016年1月～	フェーズ2システム設計・開発等事業者が、各農業委員会等と個別に協議し、移行時期及び移行手順、フェーズ2システム設計・開発等事業者又は台帳システム業者の支援方法を決定する
4	フェーズ2	3月先行移行：	各農業委員会等が、フェーズ2システム利用

項番	作業	実施時期	内容
	システム利用申請書の提出	2016年3月 4-6月移行: 2016年3月~5月 7-8月移行: 2016年6月~7月	申請書を記入し、全国農業会議所に提出する
5	外字ファイル提出	3月先行移行: 2016年3月 4-6月移行: 2016年4月~6月 7-8月移行: 2016年7月~8月	各農業委員会等が、LGWANを用いて外字ファイルを提出し、フェーズ2システムにデータを格納する
6	農地地図情報提出	個別調整	各農業委員会等が農地地図情報を提出し、フェーズ2システム設計・開発等事業者がフェーズ2システムに登録する ※2-1(2)の条件に合致する場合のみ
7	変換前全項目 CSV ファイル出力	3月先行移行: 2016年2月~3月 4-6月移行: 2016年4月~6月 7-8月移行: 2016年7月~8月	各農業委員会等が、現在利用している農地台帳システムから農地、個人、世帯・法人に関する変換前全項目 CSV ファイルを出力する ※必要に応じて、フェーズ2システム設計・開発等事業者又は台帳システム業者が支援を行う
8	レイアウト変換	3月先行移行: 2016年2月~3月 4-6月移行: 2016年4月~6月 7-8月移行: 2016年7月~8月	各農業委員会等が、変換前全項目 CSV ファイルを指定されたレイアウトに合致するように変換し、「フェーズ2移行用 CSV ファイル」を作成する ※必要に応じて、フェーズ2システム設計・開発等事業者又は台帳システム業者が支援を行う
9	フェーズ2移行用 CSV ファイル提出	3月先行移行: 2016年3月 4-6月移行: 2016年4月~6月 7-8月移行: 2016年7月~8月	各農業委員会等が、LGWANを経由しフェーズ2移行用 CSV ファイルを提出し、フェーズ2システムにデータを格納する
10	データ整備	項番9の完了後	フェーズ2移行用 CSV ファイル提出の後に農地区画図の連携及び公開の設定、データ移行後のエラーの確認と修正、農地台帳と農地地図の突合エラーの確認と修正、データ移行ツールにて移行していない独自項目等の追加登録、移行期間中に発生した差分データの反映、農地ピンの公開停止設定、注意区分の確認、地図データの転送を行い、システム利用開始の準備を行う
11	フェーズ2システム利用開始	項番10の完了後	整備されたデータを用いてフェーズ2システムを利用開始する

(1) アンケート調査

各農業委員会等に対し、現在利用している農地台帳システムからフェーズ2システムにデータを移行するにあたり、円滑にデータ移行が進められるよう、全国農業会議所により、変換前全項目 CSV ファイルの出力可否、フェーズ2移行用 CSV ファイルの作成可否、レイアウト変換におけるフェーズ2システム設計・開発等事業者又は台帳システム業者の支援要否、提出時期等に関するアンケート調査を実施した。

(2) データ収集・移行計画策定

アンケートによる各農業委員会等の個別の状況を踏まえ、農業委員会等との協議の前提となるデータ収集・移行計画（移行時期・レイアウト変換の作業）を策定した。なお、システム管理者である全国農業会議所が平成28年4月にネットワーク機構となり個人情報扱える組織となることを踏まえ、原則としてデータ移行は平成28年4月以降に行うスケジュールとする。

1) フェーズ1 参加団体の移行時期

① 3月に先行移行する農業委員会等

- 先行移行の対象として都道府県農業会議と合意できた都道府県内の農業委員会等であること。
- 平成28年3月時点で LGWAN 環境を利用できること。
- 平成28年3月の指定された期日までに変換前全項目 CSV ファイルを出力できること。
- 都道府県内で多数の農地台帳システムの納入実績を有する台帳システム業者に保守業務を委託していること。
- 現在利用している農地台帳システムでベンダー独自フォントを利用していないこと。

② 4－6月に移行する農業委員会等

次の条件をすべて満たす農業委員会等は4－6月移行の対象として個別協議を行う。

- 平成28年4月時点で LGWAN 環境を利用できること。
- 全国規模で農地台帳システムの納入実績を有する台帳システム業者に保守業務を委託していること。
- アンケート調査結果等から、フェーズ2移行用 CSV ファイルを4－6月に提出することが可能であると判断できること。
- 現在利用している農地台帳システムでベンダー独自フォントを利用していな

いこと。

③ 7－8月に移行する農業委員会等

「3月先行移行」、「4－6月移行」の条件を満たさない農業委員会等は「7－8月移行」の対象として協議を行う。

2) フェーズ1不参加団体の移行時期

個別協議により決定する。

3) レイアウト変換の作業者

変換前全項目 CSV ファイルからフェーズ2移行用 CSV ファイルにレイアウト変換する作業は、「農業委員会等の職員により実施する場合」、「フェーズ2システム設計・開発等事業者が支援を行う場合」、「台帳システム業者が支援を行う場合」のいずれかになる。

いずれの作業者が実施するかはアンケート結果から整理を行い、個別協議を通じて決定する。

(3) 移行時期・移行手順等調整・決定

(2)で策定したデータ収集・移行計画に基づき、都道府県農業会議と基本方針を確認の上、各農業委員会等と個別協議を行い、次に示す事項を決定する。個別協議が完了した農業委員会等から具体的な移行作業に着手する。協議結果については、都道府県農業会議に報告し、状況を共有する。

- フェーズ2移行用 CSV ファイル提出時期
- 変換前全項目 CSV ファイルからフェーズ2移行用 CSV ファイルへの変換者(農業委員会等、フェーズ2システム設計・開発等事業者、台帳システム業者のいずれか)
- 農地地図情報提出時期(提出を行う農業委員会等のみ)
変換前全項目 CSV ファイルからフェーズ2移行用 CSV ファイルへの変換作業をフェーズ2システム設計・開発等事業者又は台帳システム業者を選択する場合は「農地台帳移行支援サービス説明書」を参照すること。

協議の際には表 2-3 に示す事項についても確認を行い、移行手順の合意を図る。

表 2-3 協議の際の主な確認事項

項番	項目	確認事項
1	農業委員会等 基本情報	フェーズ2システム担当者及び作業担当者
2		LGWAN利用可否と利用不可の場合は開通予定
3		LGWAN環境端末の有無
4	フェーズ2 移行用CSV ファイル作成 関連	変換前全項目CSVファイルの提出及びフェーズ2移行用CSVファイルの納品時期
5		CSVファイル出力に関する現在の農地台帳システムの仕様書（出力されるファイルの形式、レイアウト、コード表等）の提出可否
6	※フェーズ2 システム設計・開発等 事業者又は台帳システム 業者が支援を行う場合	変換前全項目CSVファイル提出方法
7		許容する論理チェックエラーの範囲
8		農地台帳システムの製品情報
9	農地台帳情報 関連	農地の筆数
10		個人数、世帯員数
11		世帯・法人数
12		住基台帳との突合状況
13		固定資産課税台帳との突合状況
14		外字ファイル提出時期
15		ベンダフォント利用の有無
16	農地地図情報 関連	各農業委員会等利用システムでの農地区画図利用の可否
17		固定資産税地番図提出の有無
18		（有の場合）固定資産税地番図作成時期・提出時期・データ形式
19		公図利用の要否

(4) フェーズ2システム利用申請書の提出

移行時期、移行手順が決定した段階で農業委員会等はフェーズ2システム利用申請書を記入し全国農業会議所に提出する。利用申請書ではシステム管理者（1名のみ）のアカウント申請を行う。

(5) 外字ファイル提出

外字ファイルは、各農業委員会等によりデータ移行ツールを利用して提出する。提出方法の詳細は、データ作成ガイドライン「4-2 データ移行ツールの概要」を参照のこと。

(6) 農地地図情報提出

フェーズ2で利用する農地地図情報は、原則としてフェーズ1の際の農地地図情報を利用するため、改めての提出は不要である。

ただし、2 - 1 (2)の条件に合致する場合のみ、農業委員会等は農地地図情報を含む地番図を「3 - 2 農地地図情報の仕様等」に準拠した形式で提出する。

農地地図情報を農業委員会等が保有していない場合、都道府県農業会議又は各農業委員会等から法務局に公図データの公用申請を行い、地図情報の電子データ（公図 XML）を全国農業会議所に提供する。

(7) 変換前全項目 CSV ファイル出力

1) 出力内容

各農業委員会等が利用する農地台帳システム等から、以下のデータを CSV 形式で出力する

- 農地_変換前全項目 CSV データ（ファイル名は自由）
農地 1 筆ごとの全項目の情報
- 個人_変換前全項目 CSV データ（ファイル名は自由）
農業従事者個人ごとの全項目の情報
- 世帯・法人_変換前全項目 CSV データ（ファイル名は自由）
農業経営世帯や農業生産法人 1 法人ごとの全項目の情報

2) 出力方法

各農業委員会等が利用する農地台帳システムのエクスポート機能を利用して変換前全項目 CSV データを出力する。その際以下の点に留意すること。

- 変換前全項目 CSV データのレイアウト形式は、各農業委員会等が利用する農地台帳システムに依存してかまわない。
- 変換前全項目 CSV データが作成できない場合は、フェーズ 2 システム設計・開発等事業者又は台帳システム業者と連携を図り、支援を要請すること。

(8) レイアウト変換

1) レイアウト変換とは

レイアウト変換とは、農地台帳システムから出力した「変換前全項目 CSV ファイル」を、フェーズ 2 移行用レイアウトファイルにて指定するレイアウトに合致するように変換し、「フェーズ 2 移行用 CSV ファイル」を作成することである。この作業はデータ移行ツールで実施することも可能である。

2) 変換方法

作業実施者による変換方法を以下に示す。

① 農業委員会等職員がレイアウト変換する方法

- a. 農地台帳システムから「変換前全項目 CSV ファイル」を出力する（農地、個人、世帯・法人の3データ）。
- b. データ移行ツールを使用して、「フェーズ2移行用 CSV ファイル」を作成する（「4 - 2 データ移行ツールの概要(3)農地地図情報の仕様」を参照）。

② フェーズ2システム設計・開発等事業者がレイアウト変換する方法

- a. 農地台帳システムから「変換前全項目 CSV ファイル」を出力し、フェーズ2システム設計・開発等事業者に提出する。
- b. CSV ファイル出力に関する現在の農地台帳システムの仕様書（出力されるファイルの形式、レイアウト、コード表等）をフェーズ2システム設計・開発等事業者に提出する。
- c. フェーズ2システム設計・開発等事業者が CSV ファイル出力仕様を確認し、ツール等を利用して「フェーズ2移行用 CSV ファイル」（農地、個人、世帯・法人の3データ）を作成する。
- d. フェーズ2システム設計・開発等事業者が変換結果を変換前のデータと比較し、欠落・差異がないか検査する。
- e. フェーズ2システム設計・開発等事業者が「解消は任意で、各農業委員会等利用システムに移行後に修正可能なエラー」のリスト表を作成する。
- f. フェーズ2システム設計・開発等事業者が各農業委員会等へリスト表及び「フェーズ2移行用 CSV ファイル」を納品する。

③ 台帳システム業者がレイアウト変換する方法

- a. 農業委員会等が農地台帳システムから「変換前全項目 CSV ファイル」を出力し、台帳システム業者に提出する。
- b. 「3 - 1 農地台帳情報の仕様等(フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト) (6)フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト」に示す仕様に基づき、台帳システム業者が「フェーズ2移行用 CSV ファイル」（農地、個人、世帯・法人の3データ）を作成する。ここで同ファイルが作成できない場合は、農業委員会等事務局と協議し、フェーズ2システム設計・開発等事業者と連携を図り、支援を要請すること。
- c. 台帳システム業者が変換結果を変換前のデータと比較し、欠落・差異がないか検査する。
- d. 台帳システム業者が「解消は任意で、各農業委員会等利用システムに移行後に修正可能なエラー」のリスト表を作成する。

- e. 台帳システム業者が各農業委員会等へリスト表及び「フェーズ2移行用 CSV ファイル」を納品する。

(9) フェーズ2移行用 CSV ファイル提出

フェーズ2移行用 CSV ファイルは、各農業委員会等により LGWAN 経由でデータ移行ツールを利用して提出する。

「解消が必須のエラー」が含まれている場合は提出（サーバにアップロード）できない点に留意すること。

また、フェーズ2移行用 CSV ファイルの提出状況（アップロード状況）は、農業委員会等が各農業委員会等利用システムのデータ移行結果確認画面により確認する。

(10) データ整備

データ移行ツールにより「フェーズ2移行用 CSV ファイル」を提出し、フェーズ2システムへのデータ移行が完了した後に、農業委員会等は各農業委員会等利用システムでデータ移行完了直後のデータ整備を行い、農業委員会等がフェーズ2システムを利用開始するまでの準備を行う。

1) データ整備前準備

データ整備を行う前に、表 2-4 に示す作業を行い、フェーズ2システムを利用可能な状態とする。

表 2-4 データ整備前準備作業

項番	作業
1	システムの初期設定
2	一般ユーザアカウントの発行（データ移行ツール利用にあたっての事前準備時に実施していない場合）
3	主な機能（検索、データ修正、帳票出力等）の確認
4	既存システムとの運用方法の差異確認

2) データ整備方法

データ整備の主な作業項目を表 2-5 に示す。詳細については第5章「データ整備ガイドライン」、各農業委員会等利用システム「システム操作手順書」を参照のこと。

表 2-5 主なデータ整備作業

項番	作業項目	作業概要
1	農地区画図の連携及び公開の設定	各農業委員会等利用システムにて、格納システム及び公開前確認システム・公開システムへの農地区画図の連携設定を行う。 ※地図データの転送作業前までに実施すること。
2	データ移行後のエラー確認と修正	「データ移行ツール」のエラーチェックで検出された解消が任意のエラーの修正を行う。 詳細は「4 - 2 (3) 4)②論理チェック」を参照のこと。
3	農地台帳と農地地図の突合エラーの確認と修正(台帳と地図の不一致の解消)	移行した農地台帳情報と農地地図情報が紐付けされていることを確認し、紐付けされていない場合に修正を行う。 詳細は「5 - 2 台帳、地図の確認と修正」を参照のこと。
4	データ移行ツールにて移行していない独自項目等の追加登録	農業委員会等が独自に定義・運用している項目のうち移行が必要な項目の登録を行う。
5	移行期間中に発生した差分データの反映	変換前全項目 CSV ファイルを出力した日から通常業務で既存システムに日々入力した差分情報を各農業委員会等利用システムに反映させる。
6	農地ピンの公開停止設定	公開システムにおいて公開を行わない農地ピンを個別に指定し、特定の農地ピンが公開されないように指定する。
7	注意区分の確認	「注意区分」(DV 等)の情報が個人データに正しく入力されていることを確認する。
8	地図データの転送	格納システムに連携する農地地図情報(農地区画図、農地ピン)を送付する。

なお、データ整備の作業でフェーズ2システムの利用開始前に完了させておくものは、表 2-5の項番1、5、6、7、8となる。それ以外の項番2、3、4は作業の範囲と時期について適宜判断を行い、システムの利用開始後も段階的にデータ整備を行うなどの運用方法も検討すること。

(11) フェーズ2システム利用開始

システム利用開始前に行うべきデータ整備が完了したタイミングで、速やかに「別紙6 各農業委員会等利用システムデータ整備完了報告書」を都道府県農業会議に提出する。

フェーズ2システム利用開始後も、定期的にデータ整備内容を見直し、公開、非公開等の設定や独自項目の追加、修正を行う。

3 データ仕様ガイドライン

3-1 農地台帳情報の仕様等（フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト）

農地台帳情報の仕様として「フェーズ2移行用 CSV ファイル」を規定している。農地台帳の法定項目・任意項目全てが対象であり、「農地データ」、「個人データ」、「世帯・法人データ」に分けられる。

(1) フェーズ2とフェーズ1のデータの内容の変更点

平成26年度の農地情報公開システムフェーズ1で規定した「公表用 CSV ファイル」は、26 会議所第 246 号通達（平成 26 年 7 月 2 日付 全国農業会議所）に基づき、農地台帳の公表項目を対象としている。これに対し、フェーズ2システム稼働に向けて、平成27年度に農地情報公開システムフェーズ2で規定する「フェーズ2移行用 CSV ファイル」は、27 会議所第 744 号通達（平成 27 年 11 月 13 日付 全国農業会議所）に基づき、農地台帳の全項目（法定項目・任意項目）を対象としている。

農地については、フェーズ1では「市街化区域以外の農地及び採草放牧地」のみであったが、フェーズ2では「農地法で規定されたすべての農地及び採草放牧地」が移行対象となる。また、フェーズ1では農地台帳の筆別表の記載項目である「農地データ」のみが移行対象であったが、フェーズ2では「農地データ」に加え「個人データ」や「世帯・法人データ」も移行対象となる。

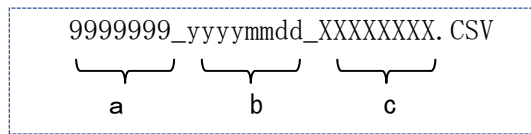
なお、平成27年度にはデータの洗い替えにより公表用データを更新したが、フェーズ2が稼働後は、フェーズ2システム上で更新した最新のデータを公開するため、データの洗い替えによる公表用データの更新は実施しないことに留意すること。

(2) ファイルの種類と命名規則

フェーズ2システムに移行を行う「フェーズ2移行用 CSV ファイル」は、農地データ、個人データ、世帯・法人データの3種類の CSV ファイルで構成される。それぞれの CSV ファイルの命名規則は表 3-1 のとおりとする。

表 3-1 フェーズ2移行用 CSV ファイルの命名規則

項番	種類	ファイル名	管理情報
1	農地データ	9999999_yyyymmdd_取込用農地. CSV	フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウトに準拠する。
2	個人データ	9999999_yyyymmdd_取込用個人. CSV	同上
3	世帯・法人データ	9999999_yyyymmdd_取込用世帯・法人. CSV	同上



- a : 9999999 : 農業委員会等コード（別紙1 農業委員会等コード一覧表参照）
- b : yyyymmdd : 西暦4桁+月2桁+日2桁（日付はファイル作成日）
- c : XXXXXXXX : 表3-1の「ファイル名」を参照（取込用農地、取込用個人、取込用世帯・法人）

【命名規則に沿ったファイル名の例】

（例）北海道札幌市の場合

011002_20160301_取込用農地.csv

011002_20160301_取込用個人.csv

011002_20160301_取込用世帯・法人.csv

(3) ファイルのデータ形式

フェーズ2移行用CSVファイルの形式は、表3-2のとおりとする。

表3-2 フェーズ2移行用CSVファイルのデータ形式

項目	説明
ファイル形式	テキスト形式
ベースフォント	MS 明朝フォント (JIS2004 : JISX0213:2004)
文字コード	以下のいずれかの文字コードとする。 Unicode (UTF-8 BOMあり) Unicode (UTF-16LE)
ヘッダ	フィールド名をヘッダとして1行目に付加する。 フィールド名は、別紙2～別紙4参照のこと。
レコード	1データ/1レコードとし、レコードは改行(CRLF)で区切る。 また、レコードとレコードの間に余計な改行を挿入してはならない。 最終レコードには、改行(CRLF)をつけること。
フィールド	各フィールドの長さは可変とし、カンマ(,)で区切る。 各行が保持するフィールドの数は、ファイル全体を通じ、同一であること。 最後のフィールドは、カンマで終わってはならない。

項目	説明
ダブルコーテーションと区切り文字	ダブルコーテーションは使用しない。 フィールドの区切り文字であるカンマや改行との間には、余計な文字（ブランク等）を挿入してはならない。 また、区切り文字以外でカンマを使用してはならない。 例 OK : DATA1, DATA2 例 NG : DATA1△, △DATA2 : DA, TA1, DATA2 (△はブランクを示す)

(4) 半角文字の使用可能範囲

フェーズ2移行用 CSV ファイルにおける使用可能な半角文字（1バイト文字コード）は、表 3-3 に示す JIS X 0201-1976 準拠の JIS コードである。表 3-3 の■部分は、使用禁止文字コードであるため、フェーズ2移行用 CSV ファイルには利用しないこと。

表 3-3 半角文字の使用可能範囲（表内の■部分は利用不可）

JIS	上位ビット															
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
下位ビット	0	NUL	DLE	SP	0	@	P	`	P				ー	タ	ミ	
	1	SOH	DC1	!	1	A	Q	a	Q			。	ア	チ	ム	
	2	STX	DC2	"	2	B	R	b	R			「	イ	ツ	メ	
	3	ETX	DC3	#	3	C	S	c	S			」	ウ	テ	モ	
	4	EOT	DC4	\$	4	D	T	d	T			、	エ	ト	ヤ	
	5	ENQ	NAK	%	5	E	U	e	U			・	オ	ナ	ユ	
	6	ACK	SYN	&	6	F	V	f	V			ヲ	カ	ニ	ヨ	
	7	BEL	ETB	'	7	G	W	g	W			ァ	キ	ヌ	ラ	
	8	BS	CAN	(8	H	X	h	X			ィ	ク	ネ	リ	
	9	HT	EM)	9	I	Y	i	Y			ゥ	ケ	ノ	ル	
	A	LF	SUB	*	:	J	Z	j	Z			ェ	コ	ハ	レ	
	B	VT	ESC	+	;	K	[k	{			ォ	サ	ヒ	ロ	
	C	FF	FS	,	<	L	¥	l				ャ	シ	フ	ワ	
	D	CR	GS	-	=	M]	M	}			ュ	ス	ヘ	ン	
	E	SO	RS	.	>	N	^	N	~			ョ	セ	ホ	ッ	
	F	SI	US	/	?	O	_	O	DEL			ッ	ソ	マ	。	

(5) ファイルの仕様

フェーズ2移行用 CSV ファイルの仕様は、以下のとおりである。

- 1) 「(6)フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト」を遵守すること。
- 2) 「4 - 2 データ移行ツールの概要」に示す「解消が必須のエラー」を含まないこと。
- 3) レコードの並び順を以下のとおりとすること。
 - ① 農地データ
市町村コード>大字コード>(小字コード>)本番区分>本番>枝番区分
>枝番>孫番区分>孫番>曾孫番区分>曾孫番>玄孫番区分>玄孫番>区分
(昇順)
 - ② 個人データ
世帯員番号の並び順(昇順)
 - ③ 世帯・法人データ
世帯コードの並び順(昇順)

(6) フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト

レイアウトの表記ルールは以下のとおりである。

- ① 種類
「9」 数字形式(半角)
「H」 半角文字列形式(全角不可)
「X」 全角文字列形式(半角不可)
「D」 日付形式(半角 9999/99/99 形式)
- ② 字数
種類が「9」「H」の場合は半角文字数、種類が「X」の場合は全角文字数とする。
- ③ コード表/範囲指定
各コード管理項目内で利用可能なコードとその範囲を指定する。

2) 農地データの仕様

農地データの CSV ファイルレイアウトを「別紙2 農地台帳情報（農地データ）の仕様」に示す。

3) 個人データの仕様

個人データの CSV ファイルレイアウトを「別紙3 農地台帳情報（個人データ）の仕様」に示す。

4) 世帯・法人データの仕様

世帯・法人データの CSV ファイルレイアウトを「別紙4 農地台帳情報（世帯・法人データ）の仕様」に示す。

(7) 取込データのコード表 CSV の仕様

「フェーズ2 移行用ファイルレイアウト」の形式に変換するためには、現在の農地台帳システムから出力した「変換前全項目 CSV ファイル」のコード変換も行う必要がある。

データ移行ツールでコード変換を行う場合は、「取込データのコード表 CSV」を用意することで、変換前のコードに対応する名称を確認しながらコード変換設定を行うことが可能となる。

「取込データのコード表 CSV」の仕様はデータ移行ツールの「システム操作手順書」に示す。

3 - 2 農地地図情報の仕様等

各農業委員会等利用システムで利用する農地地図データは、農地の所在を示す農地区画図（面情報）又は同筆の概ね中心を示す農地ピン（点情報）のいずれかとなる。

（1）座標系

各農業委員会等利用システムでは、日本測地系 2000：平面直角座標系又は、日本測地系 2011：平面直角座標系を採用する。

（2）フェーズ 2 システムで利用する農地地図情報の種類

フェーズ 2 システムで利用する農地地図情報は、以下のとおりとする。

1) 農地区画図

農地法第二条で示される耕作の目的に供される土地の登記上の一筆地（以下、「一筆農地」という。）の境界に基づき作成した区画図。

2) 内地番図

一筆農地内で宅地・山林等の非農地が混在している、一筆農地を貸付分割しているなどの理由により、農地台帳の管理上、筆を分割した場合の境界に基づき作成した区画図。

3) 仮地番図

地籍調査実施中のため法務局の登記が行われていない区画、地番が付番されていない河川敷等で耕作している区画の境界に基づき作成した区画図。

4) 農地ピン

上記、農地区画図、内地番図、仮地番図に示される区画の概ね中心を示す点情報。

（3）農地地図情報の仕様

フェーズ 2 システムで取り扱う農地地図情報の図形の空間定義は、3 - 2（1）に示す座標系で表記された座標点群データであり、位相立体には及ばない。したがってシェープにおいては、3Dシェープを対象としないこと。主な種類におけるデータ仕様については、以下のとおりとする。

1) 農地区画図

① データ仕様

形式：シェープファイル (Shapefile)

種別：ポリゴン

上記仕様以外の農地区画図情報の提出を希望する農業委員会等はフェーズ2システム設計・開発等事業者のブロック担当者に照会し、至急協議を行うこと。

② 取得基準

- a. 現況の農地（採草放牧地を含む）を対象とする。
- b. 一筆農地境界によって囲まれる内側の領域を面（ポリゴン）として入力する。

③ 留意事項

- a. 一筆農地は形状が交差しないこと。(図 3-1 参照)
- b. 一筆農地は形状が重複しないこと。(図 3-2 参照)
- c. 複数の一筆農地の間に、農地ではない別の筆が存在する場合を除き、隣接する一筆農地は隙間なく接することが望ましい。(図 3-3 参照)
- d. 一筆農地は形状がねじれないことが望ましい。(図 3-4 参照)
- e. ドーナツポリゴンについて外側の面（時計回り）と内側の面の入力順が逆周り（反時計回り）になること。(図 3-5 参照)
- f. マルチポリゴンになる一筆農地は複数の独立したポリゴンになること。(図 3-6 参照)

例)

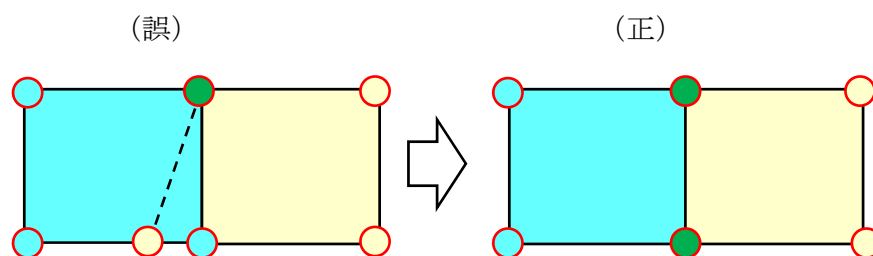


図 3-1 一筆農地が交差の例

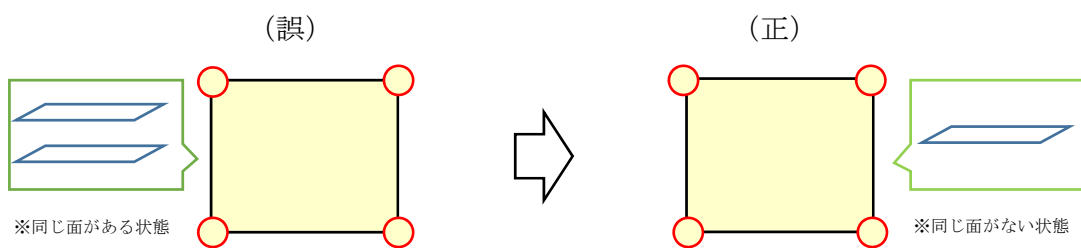


図 3-2 一筆農地が重複の例

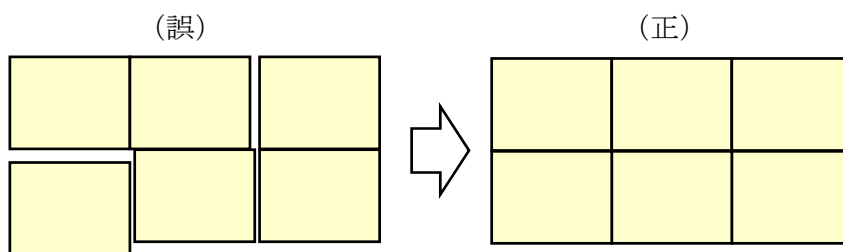


図 3-3 一筆農地間の隙間の例

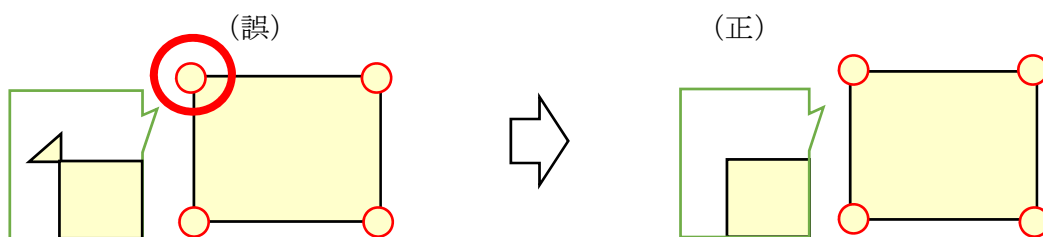


図 3-4 一筆農地がねじれの例

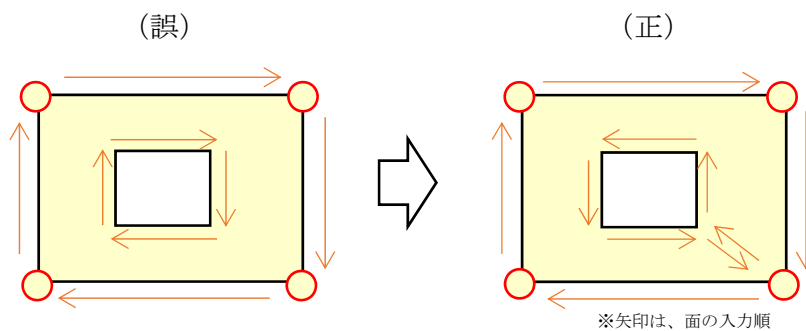
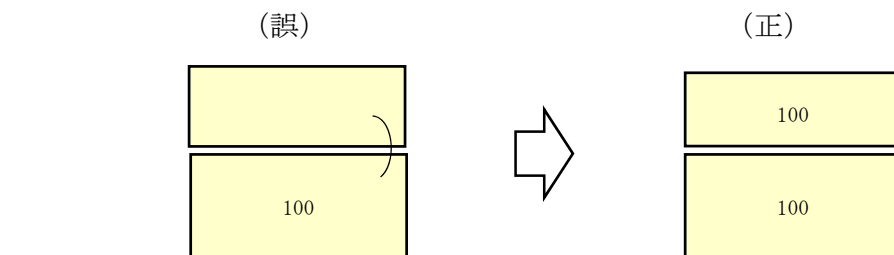


図 3-5 ドーナツポリゴンの例



※)は、メガネ線を意味する
同一地番を意味する。

図 3-6 マルチポリゴンの例

2) 内地番図

農地区画図と同様の仕様（データ仕様、取得基準、留意事項）とする。

3) 仮地番図

農地区画図と同様の仕様（データ仕様、取得基準、留意事項）とする。

4) 農地ピン

① データ仕様

形式：シェープファイル（Shapefile）

種別：ポイント

② 取得基準

- a. 現況の農地（採草放牧地を含む）を対象とする。
- b. 一筆農地境界によって囲まれる内側の面（ポリゴン）に包含された概ね中心位置に農地ピン（ポイント）を入力する。

(4) 農地地図情報の属性情報の仕様

1) 農地区画図

農地地図情報の属性情報は表 3-4 のとおりとする。フェーズ2システム設計・開発等事業者は、本属性情報を用いて農地台帳情報との突合キーを作成する。

なお、種類が「文字」の場合は全角文字及び JIS X 0201-1976 準拠の JIS コードの半角文字のうち使用禁止文字コード以外（表 3-3 参照）とする。

表 3-4 農地地図情報の属性

項目名	種類	字数	値なし可否	備考
市町村 CD	数字	6	不可	全国地方公共団体コード（6桁）とする。
市町村名	文字	30	不可	
大字 CD	数字	8	不可	
大字名	文字	30	不可	
小字 CD	数字	7	可	
小字名	文字	20	可	「小字コード」がある場合は必須。
本番区分	文字	2	可	該当がある場合のみ使用。コード不可。 例) コウ、オツ、甲、乙
本番	数字	6	不可	
枝番区分	文字	2	可	該当がある場合のみ使用。コード不可。 例) コウ、オツ、甲、乙

項目名	種類	字数	値なし可否	備考
枝番	数字	6	可	
孫番区分	文字	2	可	該当がある場合のみ使用。コード不可。 例) コウ、オツ、甲、乙
孫番	数字	6	可	
曾孫番区分	文字	2	可	該当がある場合のみ使用。コード不可。 例) コウ、オツ、甲、乙
曾孫番	数字	6	可	曾孫番がある場合のみ使用
玄孫番区分	文字	2	可	該当がある場合のみ使用。コード不可。 例) コウ、オツ、甲、乙
玄孫番	数字	6	可	玄孫番がある場合のみ使用
区分	文字	4	可	登記による管理とは別に、農地を分割している場合に使用する。 例) 1、12、内1、内2
表示地番	文字	50	可	地図上の表示文字列（地番）を指定する場合に使用する。 例) 100-2、100-10-3
地図種別	文字	2	可	
更新日	日付	8	不可	地図を更新した日付 例) 20160201

2) 内地番図

農地区画図と同様の属性情報とする。

3) 仮地番図

農地区画図と同様の属性情報とする。

4) 農地ピン

農地区画図と同様の属性情報とする。

(5) 農地地図情報のファイル命名規則

1) 農地区画図

農地区画図の命名規則は表 3-5 のとおりとする。

表 3-5 農地区画図の命名規則

ファイル名	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon.shp
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon.shx
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon.dbf
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon.prj

2) 内地番図

内地番図の命名規則は表 3-6 のとおりとする。

表 3-6 内地番図の命名規則

ファイル名	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_Uchi.shp
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_Uchi.shx

	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_Uchi.dbf
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_Uchi.prj

3) 仮地番図

仮地番図の命名規則は表 3-7 のとおりとする。

表 3-7 仮地番図の命名規則

ファイル名	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_Kari.shp
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_Kari.shx
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_Kari.dbf
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_kari.prj

4) 農地ピン

農地ピンの命名規則は表 3-8 のとおりとする。

表 3-8 農地ピンの命名規則

ファイル名	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Point.shp
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Point.shx
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Point.dbf
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Point.prj

(6) 農地地図情報の登録記録の作成

各農業委員会等は、提出する農地地図情報の作成年月日や作成者等を説明する表 3-9 に示す「農地地図情報の登録記録」を用意すること。

表 3-9 農地地図情報の登録記録

項番	内容	ファイル名	形式
1	農地区画図の登録記録	9999999_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_登録記録.xlsx 又は、 9999999_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_登録記録.csv	Excel 形式 又は、 CSV 形式
2	内地番図の登録記録	9999999_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_Uchi_登録記録.xlsx 又は、 9999999_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_Uchi_登録記録.csv	Excel 形式 又は、 CSV 形式
3	仮地番図の登録記録	9999999_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_Kari_登録記録.xlsx 又は、 9999999_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_Kari_登録記録.csv	Excel 形式 又は、 CSV 形式
4	農地ピンの登録記録	9999999_yyyymmdd_Nouchi_Point_登録記録.xlsx 又は、 9999999_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_登録記録.csv	Excel 形式 又は、 CSV 形式

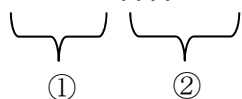
ファイル名の命名規則は以下のとおりとする。

9999999_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_登録記録.xlsx

9999999_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_Uchi_登録記録.xlsx

9999999_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_Kari_登録記録.xlsx

9999999_yyyymmdd_Nouchi_Point_登録記録.xlsx



①9999999：農業委員会等コードを設定（別紙1 農業委員会等コード一覧表参照）

②yyymmdd：西暦4桁+月2桁+日2桁を設定（設定する日付についてはファイル作成日）

【ファイル名の命名規則の例】

（例）北海道札幌市の場合

011002_20141201_Nouchi_Polygon_登録記録.xlsx

011002_20141201_Nouchi_Polygon_Uchi_登録記録.xlsx

011002_20141201_Nouchi_Polygon_Kari_登録記録.xlsx

011002_20141201_Nouchi_Point_登録記録.xlsx

農地地図情報の登録記録の内容は、表 3-10 のとおりとする。また、その例は表 3-11 を参照のこと。

表 3-10 農地地図情報の登録記録の内容

項目	説明
都道府県名【必須】	都道府県名称を記入。
農業委員会等名称【必須】	農業委員会等名称を記入。
元資料名【必須】	元資料の名前を記入。
元資料作成年月日【必須】	年/月/日を記入。
元資料データ形式【必須】	ファイル形式を記入。
作成年月日【必須】	年/月/日を記入。
座標系【必須】	「経度緯度」もしくは日本測地系 2000：平面直角座標〇系 又は、日本測地系 2011：平面直角座標〇系を記入。
作成者【必須】	データ作成者名を記入。

項目	説明
連絡先【必須】	データ作成者の連絡先を記入。
備考	連絡事項等あれば記入。

表 3-1 1 農地地図情報データの登録記録内容の例

都道府県名	農業委員会等名称	元資料名	元資料基準年月日	元資料データ形式
〇〇県	△△市農業委員会	△△市 固定資産 課税地番 図	2014/1/1	シェープファイル

	作成年月日	座標系	作成者	連絡先	備考
⇒	2015/1/10	日本測地系 2000 : 平面直角座標〇系	農業 太郎	01-2345-6789	

3 - 3 外字情報の仕様等

各農業委員会等は各農業委員会等の農地台帳システムが動作している端末で保有する全ての外字情報を提出する。

(1) 外字情報の提出対象範囲

外字情報は各農業委員会等の農地台帳システムが動作している端末で保有している全ての外字情報を提出する。農地台帳システムで実際に用いている外字のみを特定して提出する必要はない。

(2) 提出する外字ファイル

提出する外字ファイルは、マイクロソフト社が提供する Windows7 以降で表示可能な Windows 標準外字ファイル (Eudc.tte) とする。Userfont.fon は利用対象外とする。

なお、Windows 標準外字ファイル名を変名して利用している場合は、Eudc.tte に変名して提出すること。

(3) ファイル命名規則

外字ファイルのファイル形式は、表 3-1 2 のとおりとする。

表 3-1 2 外字ファイルの形式

内容	ファイル名	管理情報
外字ファイル	Eudc.tte	外字

4 データ作成ガイドライン

4-1 データ作成の概要

各農業委員会等は「変換前全項目 CSV ファイル」を変換し「フェーズ2移行用 CSV ファイル」を作成し、データ移行ツールを用いてフェーズ2システムにデータ移行を行う。また、必要に応じて農地地図情報を作成し、フェーズ2システム設計・開発 事業者に提出する。

各農業委員会等は表 4-1 に示す方法で、データを作成し、データ移行ツールでフェーズ2システムにデータ移行を行う。農地台帳情報（フェーズ2移行用 CSV ファイル）と農地地図情報の仕様は第3章「データ仕様ガイドライン」で規定している。

表 4-1 作成データの概要

作成情報名	作成ファイル名	作成データ名	作成方法の概要	作成者
農地台帳情報	変換前全項目 CSV ファイル	農地データ	農地台帳システムから経営農地・貸付地等の筆別表等の記録情報を、レイアウト項目を参照しながら全項目を CSV 出力し、必要に応じて不足している項目を追加し作成。	各農業委員会等
		個人データ	農地台帳システムから世帯員や就業等の記録情報を、レイアウト項目を参照しながら全項目を CSV 出力し、必要に応じて不足している項目を追加し作成。	
		世帯・法人データ	農地台帳システムから世帯・法人の経営意向等の記録情報を、レイアウト項目を参照しながら全項目を CSV 出力し、必要に応じて不足している項目を追加し作成。	
	フェーズ2移行用 CSV ファイル	農地データ	変換前全項目 CSV ファイル（農地データ）をフェーズ2移行用ファイルレイアウトで定義された標準項目、標準コード、ファイル仕様等に即した形式に変換	農業委員会等、フェーズ2システム設計・開発等事業者又は台

作成情報名	作成ファイル名	作成データ名	作成方法の概要	作成者
	ル		し作成。	帳システム業者のいずれか
		個人データ	変換前全項目 CSV ファイル（個人データ）をフェーズ2移行用ファイルレイアウトで定義された標準項目、標準コード、ファイル仕様等に即した形式に変換し作成。	
		世帯・法人データ	変換前全項目 CSV ファイル（世帯・法人データ）をフェーズ2移行用ファイルレイアウトで定義された標準項目、標準コード、ファイル仕様等に即した形式に変換し作成。	
農地地図情報	農地区画図、内地番図、仮地番図		※2-1(2)の条件に合致する場合のみ作成 農地台帳情報と整合する農地を抽出したポリゴンデータ（シェープ形式）を作成。	フェーズ2システム設計・開発等事業者
	農地ピン		※2-1(2)の条件に合致する場合のみ作成 農地区画図、内地番図、仮地番図よりポイントデータ（シェープ形式）を作成。	

4-2 データ移行ツールの概要

データ移行ツールは、現在利用している農地台帳システムから、各農業委員会等利用システムへ農地台帳情報、外字情報のデータ移行を行うためのツールである。データ移行ツールはレイアウト変換作業、エラーチェック作業、ファイル提出作業を行う3つの機能を有する。

データ移行ツールは、レイアウト変換作業、エラーチェック作業、ファイル提出作業を行うことを目的に用意されたツールである。

なお、「変換前全項目 CSV ファイル」から「フェーズ2移行用 CSV ファイル」への変換をフェーズ2システム設計・開発等事業者又は台帳システム業者が実施する

場合は、農業委員会等は移行ツールにてレイアウト変換を行う必要はなく、データ移行ツール等にて作成済みの「フェーズ2移行用 CSV ファイル」を取り込み、項目等の一括割り当てを実施後、エラーチェックを行った上で提出を行えばよい。

データ移行ツールは、ユーザアカウントが付与された農業委員会等職員が LGWAN 環境のみで利用可能であり、台帳システム業者は利用できない。

(1) 利用にあたっての事前準備

1) LGWAN 環境の端末機器の用意

農業委員会等事務局が利用可能な LGWAN 環境の端末機器を用意する。各農業委員会等がデータ移行ツールを利用するにあたって、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) が発行した「総合行政ネットワーク ASP 登録・接続に関する結果通知書 (控)」の提出を市町村等 (地方自治体) 情報管理部局から求められた場合、各農業委員会等は表 1-2 「本ガイドラインで規定しない事項ならびに関連する資料」の項番 2 のフェーズ 2 システム利用規約の LGWAN-ASP サービスについてを市町村等 (地方自治体) 情報管理部局へ提出のこと。

2) アカウント発行

データ移行ツールを利用するために各農業委員会等利用システムのシステム管理者アカウントを申請する。(システム管理者アカウント申請については「2-2 (4) フェーズ 2 システム利用申請書の提出」を参照のこと。)

システム管理者アカウントを用い、各農業委員会等利用システムに初回ログインを行う。その後パスワード変更を行い、必要に応じ一般ユーザを登録する。それぞれの一般ユーザアカウントでも初回ログインおよびパスワード変更を行う。

3) 変換前全項目 CSV ファイルの作成

現在利用している農地台帳システムから全項目を CSV 出力する。出力後、「フェーズ 2 移行用 CSV ファイルレイアウト」に規定されているもののうち、現在の農地台帳システムで対応する項目が存在せず不足している項目 (DV 関係の「注意区分」等) があれば追加して「変換前全項目 CSV ファイル」を作成する。合わせて、現在の農地台帳システムのコード表も用意する。

(2) ツールで移行する情報

データ移行ツールでは、農地台帳情報 (フェーズ 2 移行用 CSV ファイル) 及び外字情報を移行する。(表 4-2 参照)

表 4-2 移行対象データの種類

項番	情報名	データ種類
1	農地台帳情報 (フェーズ2移行用 CSV ファイル)	農地データ
2		個人データ
3		世帯・法人データ
4	外字情報 (外字ファイル)	農地台帳システムが動作している端末で保有している全ての外字情報

(3) ツールの機能

データ移行ツールはレイアウト変換作業、エラーチェック作業及びファイル提出作業を行う機能を有する。(表 4-3 参照)

機能の詳細はデータ移行ツール「システム操作手順書」参照のこと。

表 4-3 処理及び機能概要

項番	処理	機能名	機能概要
1	ツールのインストール	—	データ移行ツールを LGWAN 環境に接続された端末にインストールする。
2	処理選択	ログイン機能	組織 ID、ユーザ ID、パスワードの入力により、データ移行ツールにログインする機能。
3		移行対象データ選択機能	使用目的に応じた各機能の選択を行う機能。
4		移行対象データ取込機能	各移行対象データをデータ移行ツールに取込む機能。
5	項目割当及びコード変換設定	項目割当機能	取込んだ各移行対象データの項目にフェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウトで規定している標準項目を割当てる機能。
6		コード変換設定機能	取込んだ各移行対象データで使用しているコードからフェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウトで規定している標準コードへの変換設定を行う機能。
7	エラーチェック	レイアウトチェック機能	レイアウト設定及びコード変換設定に基づき、各移行対象データの内容がフェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウトに即しているかをチェックする機能。
8		論理チェック機能	レイアウトチェック完了後、各移行対象データ内及び移行対象データ間で関連性のある項目について、整合性がとれているかをチェックする機能。
9	フェーズ2移行用 CSV ファイル提出	移行データアップロード機能	取込んだ各移行対象データをレイアウト設定及びコード変換設定に基づいて変換し、一括でサーバにアップロードする機能。
10	外字ファイルの提出	外字アップロード機能	外字ファイル (Eudc.tte ファイル) をサーバへアップロードする機能。

項番	処理	機能名	機能概要
11	一時ファイル削除	ローカルデータ削除機能	レイアウトチェック済のデータを削除する機能。

1) ツールのインストール

データ移行ツールは、LGWAN 環境に接続された端末から専用サーバにアクセスして、インストールを行う。

接続する端末の動作条件は、表 4-4 のとおりである。

表 4-4 動作条件

項目	動作条件
OS	Microsoft Windows 7
※32ビット、64ビット 共	Microsoft Windows 8.1 Microsoft Windows 10
ブラウザ	Microsoft Internet Explorer 11
フレームワーク	Microsoft .Net Framework 4.5.2

2) 処理選択

データ移行ツールにログイン後、続いて実施する処理を選択する。



選

択画面（画面例）

3) 項目割当及びコード変換設定

各移行対象データを、「フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト」の形式に変換するための準備として、データ移行ツールに取り込んだ各移行対象データの項目に「フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト」の標準項目を割当てるとともに、各移行対象データで使用しているコードからフェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウトの標準コードへの変換設定を行う。

なお、「取込データのコード表 CSV」を用意することで、変換前のコードに対応する名称を確認しながらコード変換設定を行うことが可能となる。また、データ移行ツールに取り込む各移行対象データのコード体系が「フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト」で定義したコード体系と完全に同一である場合は、「取込データのコード表 CSV」として、データ移行ツールからダウンロードできる「標準コード表」を用いることができる。

「取込データのコード表 CSV」の利用方法については、データ移行ツールの「システム操作手順書」を参照のこと。

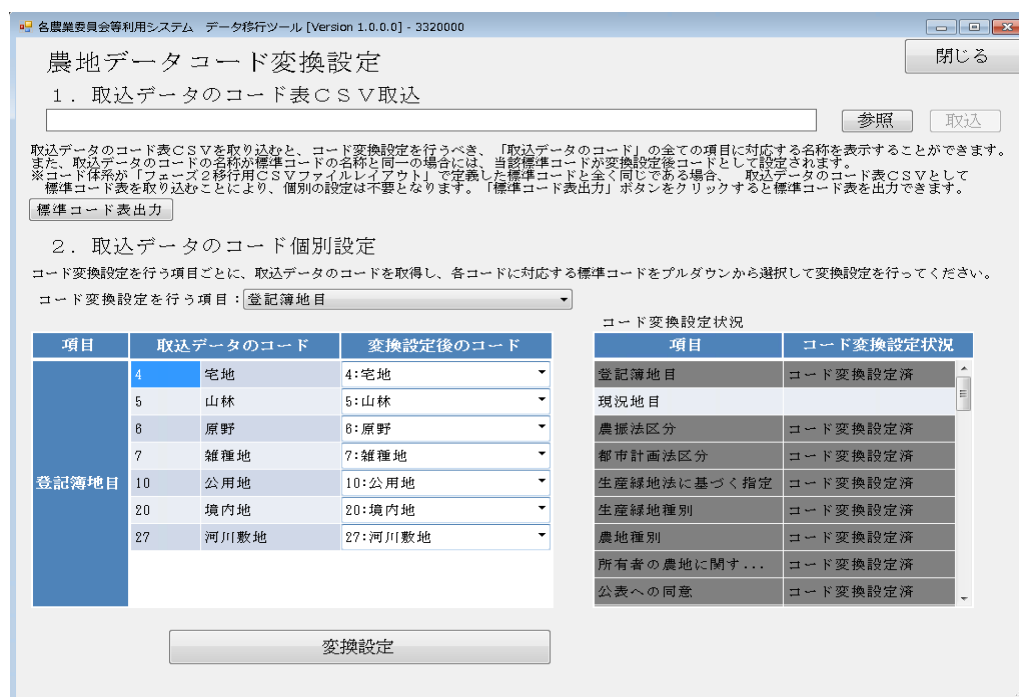


図 4-2 取込データのコードから標準コードへの変換（画面例）

4) エラーチェック

フェーズ2移行用 CSV ファイルは、農地情報公開システムが全国で統一的な運用をすることから、解消が必須のエラーを含まないデータのみ提出できる。

移行データツールでは、「レイアウトチェック」と「論理チェック」を通じてエラーチェックができる。「レイアウトチェック」で検出されたエラーは全て「解消が必須のエラー」となる。「論理チェック」で検出されたエラーには、「解消が必須のエラー」と「解消は任意で、各農業委員会等利用システムに移行後に修正可能なエラー」の両方が含まれる。

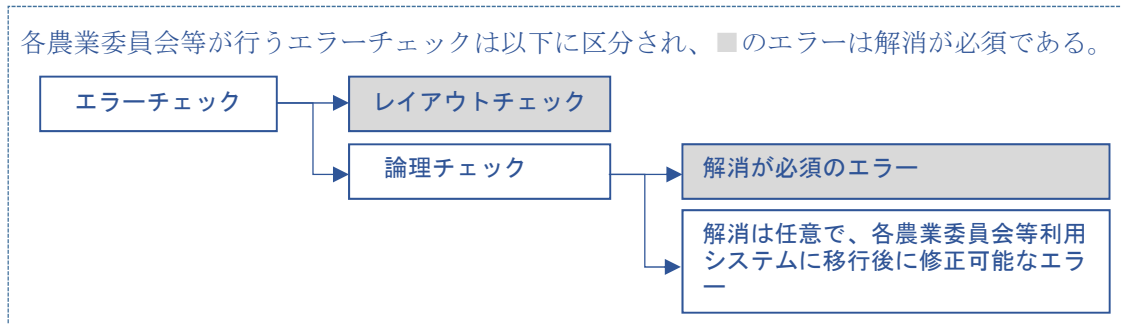


図 4-3 エラーチェックの種類

① レイアウトチェック

レイアウトチェックとは、各移行対象データの内容と「フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト」との整合性をチェックする処理である。レイアウトチェックを通じて整合していないことが判明したデータは、エラーCSV ファイルにその内容が出力される。ファイルの提出に際しては、エラーCSV ファイルに出力されたエラーは全て解消する必要がある。レイアウトチェックの内容を下表に示す。(表 4-5 参照)

表 4-5 レイアウトチェック内容

チェック内容	エラー例
全角チェック	全角文字の項目に” あいうえ a “のように半角文字が混在・入力されている。
半角チェック	半角文字の項目に” abcd あ ”のように全角文字が混在・入力されている。
桁数チェック	3桁項目に、” 1234 ”のように4桁入力されている。
必須チェック	データ入力が必要である項目に対して、データが入力されていない。
データ範囲チェック	1～99999999 という項目に、“0”のような範囲外の値または、“123456789”のような指定桁数より多い値が入力されている。
不正コードチェック	「0:設定無、1:無、2:有」という選択項目に対して、“3”のような選択肢に無い値が入力されている。
数値チェック	マイナス値を許容していない項目にマイナス値が入力されている。または、小数桁数の指定以上の少数桁数が入力されている。
日付チェック	”2014/00/00”や” 2014/13/01 ”のように存在しえない日付が入力されている。

チェック内容	エラー例
	い日付が入力されている
使用禁止文字チェック	“€”のように表3-3の文字コード項目に対応していない文字が入力されている。
キー重複チェック	個人データに、世帯員番号が“100”のデータが複数存在する。

レイアウトチェックによりエラーとなったデータの修正方法は以下 a, b, c のとおりとする。

なお、「変換前全項目 CSV ファイル」から「フェーズ2移行用 CSV ファイル」への変換をフェーズ2システム設計・開発等事業者又は台帳システム業者が実施する場合は、エラーCSV ファイルをフェーズ2システム設計・開発等事業者又は台帳システム業者に提示し、「フェーズ2移行用 CSV ファイル」に含まれるエラーの解消を依頼すること。

a. 各移行対象データの内容に誤りがあった場合

現在の農地台帳システムでデータを修正し、修正した変換前全項目 CSV ファイルを再出力し、必要に応じて不足している項目（DV 関係の「注意区分」等）の追加を行った上で、再度データ移行ツールへの取込以降の処理を行う。

b. 項目割当に不足・誤りがあった場合

取込んだ各移行対象データの内容自体は正しいが、フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウトの標準項目の割当に不足・誤りがあるためエラーとなっている場合がある。この場合、項目割当の見直し・修正を行う。

c. コード変換設定に不足・誤りがあった場合

取込んだ各移行対象データの内容自体は正しいが、各移行対象データで使用しているコードから「フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト」の標準コードへの変換設定に不足・誤りがあるためエラーとなっている場合がある。この場合、コード変換設定の見直し・修正を行う。

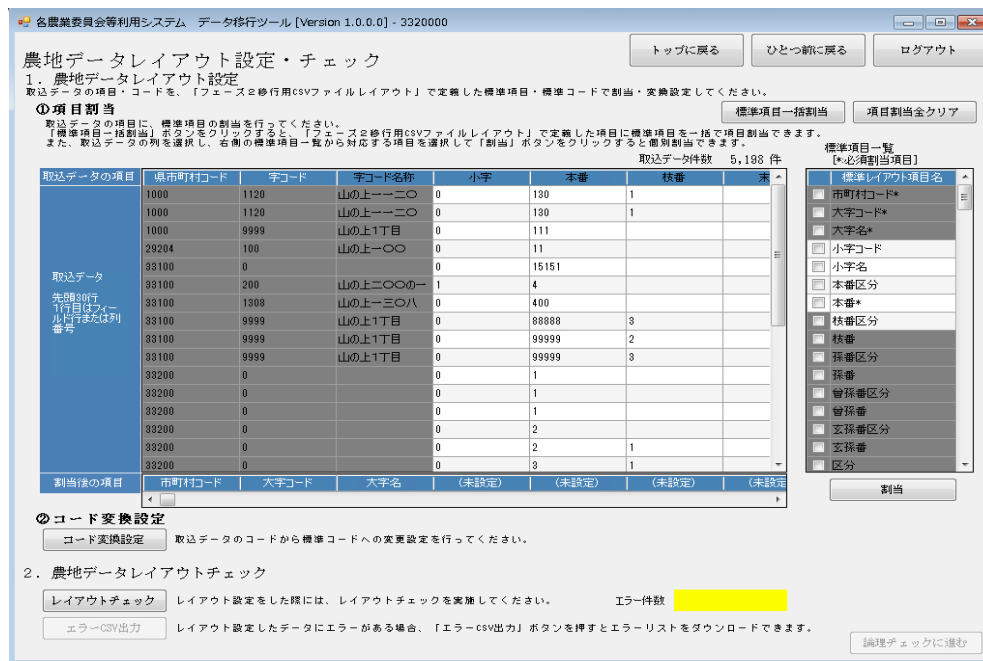


図 4-4 ファイルレイアウトチェック（画面例）

② 論理チェック

論理チェックとは、各移行対象データ内や移行対象データ間で関連性のある項目に対して、整合性をチェックする処理である。論理チェックを通じて整合していないことが判明したデータは、チェック結果 CSV ファイルにその内容が出力される。論理チェックエラーには、「解消が必須のエラー」と「解消は任意で、各農業委員会等利用システムに移行後に修正可能なエラー」の2種類があり、ファイルの提出に際しては、「解消が必須のエラー」に該当するエラーは全て解消する必要がある。「解消が必須のエラー」は別紙7に示す。

論理チェックエラーのうち、「解消は任意で、各農業委員会等利用システムに移行後に修正可能なエラー」に該当するエラーは、必ずしも修正しなくてもフェーズ2移行用 CSV ファイルの提出は可能である。このエラーは、フェーズ2システムにデータを移行した後に、各農業委員会等利用システムを用いて再度論理チェックを行うことが可能であるため、フェーズ2への移行時に完了しなかったデータ整備は、当該機能を利用して継続的に実施すること。

「解消は任意で、各農業委員会等利用システムに移行後に修正可能なエラー」は別紙8に示す。

論理チェックによりエラーとなったデータの修正方法は以下のとおりである。

a. 現在の農地台帳システムでデータを修正する場合

現在の農地台帳システムでデータを修正し、修正した変換前全項目 CSV ファイルのデータを再出力し必要に応じて不足している項目の入力 (DV 関係の「注意区分」等) の追加を行った上で、再度データ移行ツールへの取込以降の処理を行う。

なお、変換前全項目 CSV ファイルからフェーズ 2 移行用 CSV ファイルへの変換をフェーズ 2 システム設計・開発等事業者又は台帳システム業者が実施する場合は、チェック結果 CSV ファイルをフェーズ 2 システム設計・開発等事業者又は台帳システム業者に提示し、フェーズ 2 移行用 CSV ファイルに含まれるエラーの解消を依頼すること。

b. データ移行後に各農業委員会等利用システムにてデータを修正する場合

フェーズ 2 システムにデータを移行した後に、同システムを用いエラー CSV 出力を行い、データ整備を行う。(第 5 章「データ整備ガイドライン」参照)

5) フェーズ 2 移行用 CSV ファイル提出

「解消が必須のエラー」が含まれないことが確認できた時点で、各移行対象データ (農地データ、個人データ、世帯・法人データ) をフェーズ 2 移行用 CSV ファイルレイアウトで規定している形式に変換し、提出 (サーバにアップロード) する。

6) 外字情報の提出

現在農地台帳システムが稼働している端末で使用している外字ファイル (Eudc.tte ファイル) を準備し、提出 (サーバにアップロード) する。

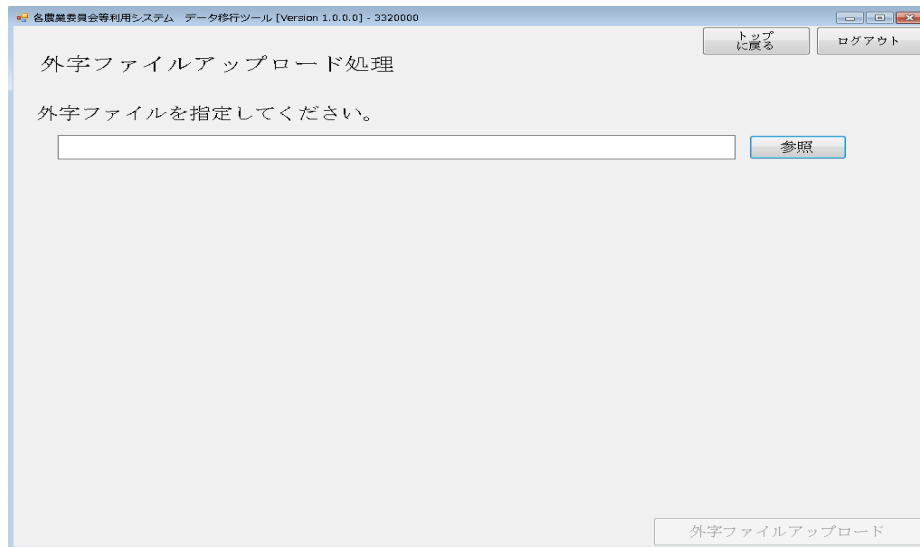


図 4-5 外字ファイルのアップロード（画面例）

(4) データ移行ツールでの外字表示について

データ移行ツールで使用する外字は、データ移行ツール利用端末の外字を使用するため、端末に該当文字が存在すれば正常表示される。

4 - 3 農地台帳情報作成にあたっての留意点

各農業委員会等が行う移行作業の対象となる農地台帳情報には、情報を分類する統一コードが数多く規定されている。土地、個人や世帯・法人等のデータには、新しく規定されるデータやコードもあるため、作成にあたっては以下の点に留意すること。

(1) 農業委員会等コードの付与方法

フェーズ2システムで利用する農業委員会等コードは、以下のとおりとする。

- 市町村に一つの農業委員会が設置されている場合は、別紙1に示す農業委員会等コードを使用する。
- 市町村に農業委員会が設置されていない場合も別紙1に示す農業委員会等コードを使用する。
- 市町村に複数の農業委員会が設置されている場合で、それぞれの農業委員会が別々にデータ管理を行う場合も別紙1に示す農業委員会等コードを使用する。
- 市町村に複数の農業委員会が設置されている場合でも、複数の農業委員会を統合し市町村管内で集約したデータ管理を行う場合は、全国農業会議所が指示し

た農業委員会等コードを使用する。この場合、全国農業会議所に統合・集約管理を行う旨を申請する必要がある。

(2) 農地データの作成における留意点

1) 市町村コードの留意点

農地データで使用する市町村コードは、最新の市町村コードを付与し、以下の点に留意すること。

- 全国地方公共団体コード仕様に定義されている 6 桁の数字を付与すること。(7 桁の農業委員会等コードは付与しない。)
- 仮に現在の農地台帳システムで市町村コードを付与せず運用している場合でも、「フェーズ 2 移行用 CSV ファイル」の各データへ市町村コードを付与すること(未入力の場合、データ移行ツールのレイアウトチェックにより「解消が必須のエラー(必須チェックエラー)」として検出される)。
- 仮に現在の農地台帳システムで、政令指定都市の市区において、市が定める区コードを採用している場合でも、フェーズ 2 移行用 CSV データの各データには総務省が定めた区コードを付与すること。

2) 市町村名の留意点

- 市町村名に都道府県名を出力しないこと。
正：〇〇市、誤：△△県〇〇市
- 町村の場合、必要であれば町村名に郡名を出力すること。(出力することにより、要約書等の表示・印刷時に郡名が表示される。)

3) 大字・小字コードの留意点

農地、農家及び法人の住所に使用する大字・小字コードは、最新の大字・小字コードを付与すること。過去に市町村合併や市街化区域編入等により大字・小字コードを変更していながらも、現在の農地台帳システムで変更を行っていない場合は、原則として移行前に名称と大字・小字コードを変更すること。

今までの運用において、市町村課税部局と共有したコード体系になっていない場合も、農地法改正により年 1 回以上の照合義務があることを踏まえ共有化を行い、両者の突合エラーの発生を抑止すること

4) 大字名の留意点

大字名に市町村名を出力しないこと。大字名には必ず大字名を出力すること。区名のみは許容しない。

政令市の場合、可能な限り大字名に区名を追加し出力すること（出力することにより、条件検索のときに区ごとにまとまり、検索結果が見やすくなる。また、要約書等の表示・印刷時に区名が表示される。）

5) 小字名の留意点

小字名に大字名を出力しないこと。必要であれば、小字名の先頭に大字名を付ける。（出力することにより、要約書等の表示・印刷時に字が表示され、大字と小字がわかりやすくなる。）

6) 地番の留意点

現在の農地台帳システムで公共転用等に伴う分筆等の処理を行っていない筆が存在する場合は、フェーズ2システムで農地地図情報と突合させるために、原則としてデータ移行前に農地台帳の分割を実施しておくこと。その際、法務局に登録せず分割する筆に対しては、農地の所在を示す管理地番を登録すること。

管理地番の入力に際し、枝番、孫番、曾孫番、玄孫番がない場合は0を出力するのではなく NULL とする。

地番（大字コード、小字コード、本番区分、本番、枝番区分、枝番、孫番区分、孫番、曾孫番区分、曾孫番、玄孫番区分、玄孫番、区分）で重複した農地データが存在する場合、農地台帳の農地データが農地地図情報と紐づかなくなり、「地番重複エラー」、「地図余りエラー」、「台帳余りエラー」となってしまうため、同一地番が重複する農地データの管理は原則認めない。移行前に重複解消ができない場合、データ移行後各農業委員会等利用システムで行うデータ整備にて、農地区画との紐付けを考慮しながら重複を解消すること（「5 - 2 台帳、地図の確認と修正」参照）。

7) 内地番と仮地番管理の留意点

一筆農地内で宅地・山林等の非農地が混在した土地や、一筆農地を貸付分割した区画等に対しては、農地台帳の管理において、分割して各々面積等を登録する必要があるため、内地番管理を行う。この場合、一筆農地情報を分割し土地の所在項目の「区分」に任意な番号を「内地番」としてそれぞれ付与し、双方の情報を管理すること。

地籍調査実施中のため法務局の登記が行われていない区画や、地番が付番されていない河川敷等で耕作している区画等に対しても、農地台帳の管理において、一意に管理する必要があるため、仮地番管理を行う。この場合、農業委員

会等が運用している定義に従って「仮地番」として任意に番号を付与すること。

市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	～	区分
012345	〇〇市						100		～	



市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	～	区分
012345	〇〇市						100		～	1
012345	〇〇市						100		～	2

8) 大字なしの扱いについて

- ① 大字・小字ともない場合は、大字コード「99999999」、大字名「大字等なし」を設定する。

市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市						100		
012345	〇〇市						200		10



市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市	99999999	大字等なし				100		
012345	〇〇市	99999999	大字等なし				200		10

- ② 大字はないが小字はある場合は、大字コード「90000000+小字コード」、大字名「小字名+ (字)」を設定し、小字コードと小字名は「NULL」とする。

市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市			1	□□		100		
012345	〇〇市			100	△△		200		10



市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市	90000001	□□ (字)				100		
012345	〇〇市	90000100	△△ (字)				200		10

9) 農家の経営面積の集計における留意点

農地台帳における農家の経営面積は、原則として土地登記簿上の面積を記録する。各農業委員会等利用システムにおいては、農家の経営面積を「登記簿面積の内訳」という項目にて集計する仕様のため、農地データ作成の際には留意すること。

農地台帳（大字名「山の上」100と200が記録されている）

大字CD	大字名	～	本番区分	本番	枝番区分	～	区分	登記面積	登記簿面積の内訳	現況面積
101	山の上	～		100		～		500	500	500
101	山の上	～		200		～		800	800	800



農地台帳（大字名「山の上」100のみ、300㎡と200㎡に内地番で分割した場合）

大字CD	大字名	～	本番区分	本番	枝番区分	～	区分	登記面積	登記簿面積の内訳	現況面積
101	山の上	～		100		～	1	500	300	300
101	山の上	～		100			2	500	200	200
101	山の上	～		200		～		800	800	800

（3）個人データの作成における留意点

1）コード定義の考え方

世帯員とは、農地台帳では「原則として住居と生計を共にしている親族」としており、「一時的に住居又は生計を異にしている親族」に対する要件は農地法2条2項の規定されているとおりである。これに該当する者は、すべて農地台帳に登載されるため、所管の農業委員会等において一意の番号で管理する必要がある。また、円滑な住民基本台帳との照合作業を容易に行えるコード体系とすることが望ましい。

2）コード使用方法

現在の農地台帳システムにおいて個人のデータは氏名・性別・生年月日・住所で管理し、移行前に所管の農業委員会等において一意であることを担保しておくこと。

3）世帯員情報の入力の際の留意点

市町村住民課など住民基本台帳を管理している管理部局より農業委員会等へ、世帯員の異動や出生・死亡等の通知を定期的な受けとる仕組みがある場合は、移行前に通知を受けた情報を農地台帳に反映させること。

4）留意事項

「世帯員及び就業」「世帯員の年間農業従事日数」については、平成22年3月で改正され、任意項目となっているが、農地の権利移動に関する許認可等に必要となるため、フェーズ2システムでの管理対象としている。

5) 市町村コードの留意点

個人データで使用する市町村コードの留意点は農地データで使用する市町村コードの留意点と同様とする。なお、市町村コードは必須項目となり 0 や NULL を設定することは出来ない。また、他の市町村に居住している者の市町村コードを特定できない場合、各農業委員会等の所在地の市町村コードを設定し、他の市町村に居住していることを明らかにするために、住民区分に「1：非住民」を設定すること。

(4) 世帯・法人データの作成における留意点

1) コード定義の考え方

農家番号や農業生産法人・農業生産法人以外の農地台帳の管理方法については、「農地台帳の整備と活用の手引き」（全国農業図書平成 27 年 5 月発行）に記載されているとおりであり、所管の農業委員会等において一意の番号で管理する必要がある。

2) コード使用方法

現在の農地台帳システムにおいて世帯・法人データは名称・住所等で管理し、移行前に所管の農業委員会等において一意であることを担保しておくこと。農事組合コード・所属農協コードも、コードとその名称を所管する範囲において一意であることを担保しておくこと。

3) 世帯・法人情報の入力留意点

世帯・法人データで使用する市町村コードの留意点は農地データで使用する市町村コードの留意点と同様とする。なお、市町村コードは必須項目となり 0 や NULL を設定することは出来ない。また、他の市町村に居住している者の市町村コードを特定できない場合、各農業委員会等の所在地の市町村コードを設定する。

4) 留意事項

法人（農業生産法人・一般法人）の構成員であっても、法人経営とは別に個人で耕作の業務を営んでいる場合は、世帯員としても台帳管理を実施すること。

5) 市町村コードの留意点

市町村コードは必須項目となり 0 や NULL を設定することは出来ない。住登

外者の市町村コードを特定できない場合、住登内の市町村コードを設定し、住登外であることを特定するには、住民区分で判断する。

(5) フェーズ2 移行用 CSV ファイルの作成における留意点

フェーズ2 移行用 CSV ファイルでは、農地データ、個人データ、世帯・法人データにおける住所や氏名とコードが、移行対象データ間で整合していなくてはならない。移行対象データ間の整合の確認は、データ移行ツールの論理チェックにより行う。

4 - 4 農地地図情報の作成方法・留意点

フェーズ2システム設計・開発等事業者は、「フェーズ1の農地地図情報」、「新規提出された地番図から作成した農地地図情報」、「公図から作成した農地地図情報」のいずれかをフェーズ2システムに格納する。

(1) 農地地図情報の作成方法

1) フェーズ1の農地地図情報を利用する場合

フェーズ2システム設計・開発等事業者は、各農業委員会等が農地区画図を利用する場合は農地区画図、内地番図、仮地番図をフェーズ2システムに格納する。格納後、フェーズ2システムにおいて、農地区画図、内地番図、仮地番図と紐づく農地ピンが自動生成される。

なお、各農業委員会等が農地区画図を利用しない(農地ピンのみを利用する)場合は、農地ピンをフェーズ2システムに格納する。

2) 新規に農地地図情報を提出する場合

各農業委員会等は、農地地図情報を含む地番図を「3 - 2 農地地図情報の仕様等」に準拠した形式で提出する。

フェーズ2システム設計・開発等事業者は、フェーズ1公開用CSVと紐づく地番図を抽出して農地区画図、内地番図、仮地番図を作成し、フェーズ2システムに格納する。格納後、フェーズ2システムにおいて、農地区画図、内地番図、仮地番図と紐づく農地ピンが自動生成される。

なお、各農業委員会等が農地区画図を利用しない(農地ピンのみを利用する)場合は、作成した農地区画図、内地番図、仮地番図から農地ピンを作成し、農地ピンをフェーズ2システムに格納する(農地区画図、内地番図、仮地番図はフェーズ2システムに格納しない)。

3) 公図からフェーズ2用農地地図情報(農地ピン)を作成する場合

各農業委員会等は、法務局から受領した地図情報の電子データ(公図XML)を提出する。

フェーズ2システム設計・開発等事業者は、提供された公図データを用いて一定の精度が見込まれる公共座標及び縮尺1/500、1/1000ファイルから農地の現況に合わせて農地地図情報(農地ピン)を作成し、農地ピンをフェーズ2システムに格納する。公図から農地地図情報を作成する場合は、農地区画図、内地番図、仮地番図は作成できない。

(2) 作成における留意点

1) 大字、小字コードについて

農地地図情報の属性情報(表 3-4 農地地図情報の属性参照)に含まれる大字コード、小字コードは農地台帳情報に含まれる大字コード、小字コードと同一コード体系にあわせること。異なるコード体系である場合は、農地地図情報と農地台帳情報をフェーズ2システム上で適切に自動紐づけを行うことができない点に注意すること。

なお、フェーズ2設計・開発等事業者において受領した農地地図情報のコード体系が農地台帳情報のコード体系と異なることをフェーズ2システムへの格納前に確認できた場合は、修正・再提出を依頼する。

2) 大字なしの扱いについて

- ① 大字・小字ともない場合は、大字コード「99999999」、大字名「大字等なし」を設定する。

市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市						100		
012345	〇〇市						200		10



市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市	99999999	大字等なし				100		
012345	〇〇市	99999999	大字等なし				200		10

- ② 大字はないが小字はある場合は、大字コード「90000000+小字コード」、大字名「小字名+ (字)」を設定し、小字コード、小字名は NULL とする。

市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市			1	□□		100		
012345	〇〇市			100	△△		200		10



市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市	90000001	□□ (字)				100		
012345	〇〇市	90000100	△△ (字)				200		10

3) 内地番図、仮地番図の属性情報

一筆農地内で宅地・山林等の非農地が混在した土地や、一筆農地を貸付分割した区画等に対しては、農地台帳の管理において、分割して各々の面積等を登録する必要があるため、内地番管理を行う。この場合、一筆農地情報を分割した内地番図の「地図種別」に「1：内地番」を入力する。

リンクキー	市町村CD	市町村名	～	本番区分	本番	枝番区分	枝番	～	区分	～	地図種別
012345	012345	〇〇市	～		100		1	～	1	～	1

地籍調査実施中のため法務局の登記が行われていない区画や、地番が付番されていない河川敷等で耕作している区画等に対しても、農地台帳の管理において、一意に管理する必要があるため、仮地番管理を行う。この場合、仮地番図の「地図種別」に「2：仮地番」を入力する。

リンクキー	市町村CD	市町村名	～	本番区分	本番	枝番区分	枝番	～	区分	～	地図種別
012345	012345	〇〇市	～		100		1	～		～	2

5 データ整備ガイドライン

5 - 1 データ整備の概要

データ整備作業は、フェーズ2システム移行後、各農業委員会等がデータの確認、修正、追加を行い、フェーズ2システムの利用開始が可能な状態へ準備する作業が対象となる。

データ整備作業で確認、修正を行うことで公開するデータの精査を行うため、これらの作業は重要となり、確認作業には十分に注意する必要がある。

(1) システムの初期設定

各農業委員会等は、データ整備の前に、各農業委員会等利用システムの補助機能の「共通コード管理等」タブから以下の登録を行う。

- 市町村長名の登録
- 農業委員会会長名の登録
- 都道府県知事名の登録

(2) 農地区画図の連携及び公開の設定

各農業委員会等利用システムにて、格納システム及び公開前確認システム・公開システムへの農地区画図の連携設定を行う。

各農業委員会等利用システムの「農地区画ポリゴンの連携可否設定」機能から、「連携しない」、「格納システムまで連携」、「公開前確認システム・公開システムまで連携」の3パターンのいずれかを選択して設定する。

「連携しない」を選択すると、各農業委員会等利用システムだけで農地区画図が表示され、格納システム、公開前確認システム・公開システムには農地ピンのみが連携される。

「格納システムまで連携」を選択すると、格納システムまで農地区画図が連携され、全国農業会議所、都道府県農業会議、農地中間管理機構が農地区画図を参照可能となる。また、公開前確認システム・公開システムには農地ピンのみが連携される。

「公開前確認システム・公開システムまで連携」を選択すると、格納システム、公開前確認システム・公開システムに連携され、全国農地ナビで農地区画図が公表される。

本作業は、地図データの転送作業前までに設定を行うこと。

1) 農地区画図の連携及び公開の詳細

農地ピンの公開停止設定については、「5 - 1 (7)農地ピンの公開停止設定」を参照のこと。各農業委員会等利用システムの「農地区画ポリゴンの連携可否設定」機能での農地区画の連携及び公開の設定に加え、農地台帳情報の内容に従い連携及び公開が制限される。以下ではこの制限をフィルタと称し説明する。

① 各農業委員会等利用システムから格納システムへのフィルタ

以下の a)、b)、c)のいずれかの条件に当てはまる場合、各農業委員会等利用システムから格納システムへのデータの連携は行わない。

a) 当該農業委員会等の地域外の農地である時

b) 農地以外の土地 : 登記地目が以下のいずれにも該当しないもの

0 : 設定なし、1 : 田、2 : 畑、3 : 牧場

または、現況地目が以下のいずれにも該当しないもの

0 : 設定なし、1 : 田、2 : 畑、3 : 樹園地、4 : 採草放牧地、8 : 農業用施設

c) 転用済の農地 : 転用形態が以下のいずれにも該当しないもの

0 : 設定無、2 : 一時転用

上記 a)、b)、c)のフィルタ条件に加え、注意事項(4 - 2 (1)3参照)にフラグが立っている場合は、個人データのすべての項目が NULL となり、世帯・法人データの住所の欄も NULL となる。

② 格納システムから公開前確認システム・公開システムへのフィルタ

格納システムへのフィルタに加え、以下の a)、b)、c)のいずれかの条件に当てはまる場合、格納システムから公開前確認システム・公開システムへのデータ連携は行わない。

a) 農業委員会等コードの先頭6桁が地方公共団体コードと合致しないもの

b) 以下のいずれかに該当する土地

都市計画法が1:市街化区域に該当する土地

生産緑地区分が2:有に該当する土地

c) 農地以外の土地 : 状況調査結果が以下のいずれかであり

0 : 設定なし、3 : 遊休農地ではない

かつ現況地目が以下のいずれにも該当しないもの

1：田、2：畑、3：樹園地、4：採草放牧地、8：農業用施設

(3) データ移行後のエラー確認と修正

データ移行時にデータ移行ツールのエラーチェックで検出された「解消が任意のエラー」については、農業委員会等で確認し、各農業委員会等利用システム移行後にシステム上で修正を行う。

修正については、エラー内容を確認し「農地に関する修正」、「個人に関する修正」、「世帯・法人に関する修正」は台帳管理機能の各種タブ「土地データ」、「世帯員/構成員データ」、「農家/法人経営データ」から適宜修正を行う。

※エラー内容については、「4 - 2 データ移行ツールの概要(3)ツールの機能」を参照のこと。

(4) 農地台帳と農地地図の突合エラーの確認と修正（台帳と地図の不一致の解消）

移行した農地台帳情報と農地地図情報が紐付けされていることを各農業委員会等利用システム上で確認し、紐付けされていない場合は修正を行う。

詳細は「5 - 2 台帳、地図の確認と修正」を参照のこと。

(5) データ移行ツールにて移行していない独自項目等の追加登録

農業委員会等が独自に定義・運用している項目のうち移行が必要なものを、各農業委員会等利用システムの台帳管理機能の各種タブ「土地データ」、「世帯員/構成員データ」、「農家/法人経営データ」の「任意項目グループ」タブに登録する。

「任意項目グループ」のタブ名や項目名の表示は、補助機能の「共通コード管理等」タブで任意に変更することができる。

図 5-1 独自項目の入力レイアウト（画面例）

(6) 移行期間中に発生した差分データの反映

変換前全項目 CSV ファイルを出力した日から通常業務で既存システムに日々入力した差分情報は、各農業委員会等利用システムへも反映させる。差分情報については「5 - 3 移行作業中に発生した差分データの反映(1)管理すべき差分情報」を参照のこと。

(7) 農地ピンの公開停止設定

各農業委員会等利用システムでは、公開前確認システムの公開停止設定とは別に農地ピンの公開停止設定が行える。公開停止設定を行うことにより格納システムへは農地台帳情報と農地区画図、農地ピンが連携されない。

非公開の設定は、フェーズ2システムにおいて公開を行わない農地ピンを個別に指定し、特定の農地が連携されないように設定する。

※公開前確認システムで設定した農地ピン非公開設定はフェーズ2システム稼働後もそのまま引き継がれる。ここで、公開前確認システムでの設定情報は各農業委員会等利用システムでは確認できない点に注意すること。

なお、各農業委員会等利用システム、公開前確認システムいずれかで「非公開」設定した農地ピンは非公開となる。したがって、一度非公開にしたピンを公開とする場合、仮に両方のシステムで「非公開」設定をしていたら、両方のシステムで「公開」設定にする必要がある。

(8) 注意区分の確認

「注意区分」(DV等)の情報が個人データに正しく入力されていることを台帳管理から確認する。正しく入力されていない、入力もれがある場合は適宜更新を行うこと。

(9) 地図データの転送

格納システムに連携する農地地図情報(農地区画図、農地ピン)は各農業委員会等利用システムの地図管理-表示メニューよりデータ転送を行う。

データ転送は、農業委員会等が任意のタイミングで地図システムから転送を行う。農地地図の編集集中のデータがあると、そのまま転送されるため、作業途中のデータがないことを確認してからデータの転送を行うこと。

(10) 各農業委員会等利用システムデータ整備完了報告書の提出

フェーズ2システム移行後、各農業委員会等がデータの確認、修正、追加を行い、フェーズ2システムの利用開始が可能な状態までデータ整備が完了したら、「別紙6 各農業委員会利用システムデータ整備完了報告書」を都道府県会議に提出する。

5 - 2 台帳、地図の確認と修正

台帳、地図の確認と修正は地図エラー機能の各種タブを利用して農地台帳で管理している農地が、農地地図情報と紐付けされているか確認を行い、突合エラーがある台帳余り、地図余りの不突合内容を確認してエラーの修正を行う。

(1) 台帳余りエラーの確認、修正方法

台帳余りの所在を確認して、所在内容に誤りがないこと確認する。誤りがある場合は正しい所在に修正を行う。

所在の確認がとれたら、地図に移動して該当する土地の確認を行う。一致する農地地図情報がある場合は農地地図情報の突合キーを修正して農地台帳情報と農地地図情報を一致させる。該当する所在が存在しない場合は農地地図情報を作成して、突合キーを設定し一致させる。

(2) 地図余りエラーの確認、修正方法

地図余りの所在を確認し、必要な農地地図情報であれば農地台帳の所在を確認して、正しい方の所在もしくは突合キーを修正して一致させる。農地台帳に農地が存

在しない場合は農地台帳情報を入力して農地地図情報と所在を一致させる。農地台帳と紐付かない農地地図情報は原則削除すること。

(3) 突合エラーの一覧表の利用方法

各農業委員会等利用システムで台帳余り、地図余りの一覧表を CSV ファイルで出力することができる。

出力した CSV ファイルを用いてエラー内容の確認を行う。

(4) 突合キーの設定方法

台帳余り及び地図余りのエラー修正において、農地地図情報の突合キーを修正する場合、表 5-1 に示す仕様に従うこと。

表 5-1 突合キーの仕様

突合キーの仕様とコード例	
仕様	【市町村コード】 / 【大字コード】 - 【小字コード】 : 【本番区分】 【本番】 - 【枝番区分】 【枝番】 - 【孫番区分】 【孫番】 - 【曾孫番区分】 【曾孫】 - 【玄孫番区分】 【玄孫】 / 【区分】
コード例	123456/12345678-1234567: □ □ 123456- □ □ 123456- □ □ 123456- □ □ 123456-□ □ 123456/□ □ □ □

※突合キーの詳細については、表 3-4 農地地図情報の属性を参照のこと

注) 上記表中の□は全角ブランク (空白) を示す

5 - 3 移行作業中に発生した差分データの反映

変換前全項目 CSV ファイル出力後から運用開始までに発生した差分 (更新) 情報については、各農業委員会等はその間の差分 (更新) 情報を別途管理し、速やかに各農業委員会等利用システムにより入力反映させる。

(1) 管理すべき差分情報

各農業委員会等は変換前全項目 CSV ファイル出力後から運用開始までに発生が予測される以下の差分情報を適切に管理すること。

1) 農地の権利移動に関する申請受付情報、議案処理情報

- 農地法第 3 条許可申請
- 農地法第 4 条許可申請・届出・事業計画変更
- 農地法第 5 条許可申請・届出・事業計画変更
- 農地法第 18 条許可申請・届出

- 農地法第 20 条許可
- 基盤法利用集積計画（所有権移転/利用権貸借）

2) 各種調査結果

- 農地等の利用状況報告
- 農地の利用状況調査
- 農地の利用意向調査
- 所有地及び耕作地に関する申告権農業経営実態調査
- 経営意向等調査

3) その他フェーズ 2 移行用 CSV ファイルのデータのうち、移行作業中に登録・修正・削除されたもの

- 農地データ
- 個人データ
- 世帯・法人データ

(2) 差分情報の更新方法

1) 農地の権利移動に関する申請受付情報、議案処理情報

各農業委員会等利用システムの台帳・地図補正機能の「土地データ」タブや、申請受付機能又は議案処理機能の各種タブから直接入力する。

2) 各種調査結果

各農業委員会等利用システムの台帳・地図補正機能の各種タブから直接入力するか、補助機能のユーティリティタブから調査結果 CSV ファイル取り込むことにより一括で登録する。

3) その他フェーズ 2 移行用 CSV ファイルのデータのうち、移行作業中に登録・修正・削除されたもの

各農業委員会等利用システムの台帳管理機能や台帳・地図補正機能の各種タブ「土地データ」、「世帯員/構成員データ」、「農家/法人経営データ」から直接入力する。

6 Q&A集

6 - 1 LGWAN について

Q1-1. 現在、農業委員会には LGWAN 回線がなく、また今後も開通する予定がない。
このような場合どうするのか？

⇒A1-1. LGWAN 工事については、総務省所管の事業であって、農林水産省の予算では対応することはできない。事務局内で協議事項を整理し、すぐに市町村担当部局と協議をし、一刻も早い開通への対応を行うこと。

また、市町村庁舎に LGWAN 回線があり、例えば市町村農政課でこの回線に通じる端末機器を、農業委員会の回線工事が終わるまで暫定的に使用する場合は、双方業務に支障がないよう調整を行うこと。

Q1-2. LGWAN が利用できず接続工事を行う場合は、どれくらいの期間がかかるものなのでしょうか？

⇒A1-2. 市町村庁舎には必ず LGWAN 回線が接続されている状況にあるが、農業委員会事務局へ接続するための工事期間は、各自治体の状況により異なる。担当部局と十分に調整のうえ、予算措置や移行期間を含め検討すること。

Q1-3. 県庁農政課では、LGWAN 環境を含めフェーズ 2 の準備に向けて、事前に準備する事はありますか？

⇒A1-3. LGWAN 環境及び利用するクライアントの準備が必要である。フェーズ 2 システムを利用できる利用者数は、上限 3 名である。

6 - 2 データ移行ツールについて

Q2-1. 全国農業会議所へ情報の提出をするにあたりフェーズ 2 移行用 CSV ファイルに出力することは説明により理解したが、このファイルはデータ移行ツールで作成できないのか？

⇒A2-1. 作成可能である。ただし、複数のファイルを加工しながら作成することになるので、フェーズ 2 システム設計・開発等事業者又は台帳システム業者に協力を求めることを推奨する。なお、仮に変換前 CSV ファイルの出力のために農地台帳システムの改修を行う場合も、補助金の対象として認められていない点に留意すること。

Q2-2. : 現在の農地台帳システムから変換前全項目 CSV ファイルを提出後、フェーズ 2 システムを利用開始するまでの間に発生する権利移動等の情報を現在の農地台帳システムからフェーズ 2 システムにデータ移行することは可能か？

⇒A2-2. データ移行ツール等での移行は不可能である。従って、現在の農地台帳システムから変換前全項目 CSV ファイルを提出後に発生した権利移動等の情報はフェーズ2システム移行後に改めて個別に入力し差分を反映させること。詳細は「5 - 3 移行作業中に発生した差分データの反映」を参照のこと。

Q2-3. : 現在の農地台帳システムでは DV の注意区分を項目としては持っていない。ファイルレイアウトの個人データに注意区分が定義されているが、これを追加してフェーズ2移行用 CSV ファイルを作成するにはどうしたら良いか？

⇒A2-3. データ移行ツールを利用し変換を行う場合は新たな項目を追加定義することが可能である。変換をフェーズ2システム設計・開発等事業者又は台帳システム業者の作業支援を利用する場合には項目追加を含め作業を依頼すること。なお、追加した項目に対しては、各自治体の注意区分に関するルールに従って、各自治体で管理している DV 等の注意区分の情報を入手し、入力を行うこと。

6 - 3 農地台帳情報等について

Q3-1. 農地台帳情報のデータ提出については、LGWAN 回線での提出とされているが、CD 等の提出は認められるのか？

⇒A3-1. フェーズ2システムの利用は LGWAN 回線を前提としており、これ以外の方法による農地台帳情報のデータ提出は認めない。

Q3-2. 農地台帳情報のうち、氏名や地名の外字管理テーブルに代替文字設定が必要とあるが、外字ファイルを提供するのになぜ設定が必要なのか？農業委員会以外の表示は■でいいのではないか？代替文字を農地中間管理機構が使用すると農業者への書類等に影響するので留意してほしい。

⇒A3-2. 代替文字は、農業委員会以外の会議所や機構などへのシステム表示に使用す際に用いるものである。全国農業会議所、都道府県農業会議、農地中間管理機構で文字が表示されないと事務執行に支障が出る恐れがあるための措置である。また、代替文字の設定は農業委員会等が行う。

Q3-3. フェーズ1では、課税部門より筆界の公表は行わないことを条件に地番図の

提供を受けている。フェーズ2システムは、筆界ありきのシステム要件であり、この事について、どうお考えか？

⇒A3-3. 各農業委員会等利用システムでは、希望する農業委員会等自らが自身の筆界を利用するか否かを指定する。農地中間管理機構が利用する格納システムとインターネットで公表を行う公開システムに対する筆界の提供は各農業委員会等利用システムで提供するしないを指定することが可能である。詳細については本ガイドラインの「5 - 1 (2)農地区画図の連携及び公開の設定」を参照のこと。

Q3-4. フェーズ2移行用CSVファイルの提出対象とする農地はどこまでなのか？

⇒A3-4. フェーズ1では「市街化区域以外の農地及び採草放牧地」のみであったが、フェーズ2では「農地法で規定されたすべての農地及び採草放牧地」が提出対象となる。

Q3-5. フェーズ2移行用CSVファイルフォーマットで出力対象になっている項目で、農地台帳システムで管理していないもの(例として、耕地番号の作成年月日等)について、レイアウト変換時に項目が無くても支障はないか。

⇒A3-5. レイアウト変換を行った後のフェーズ2移行用CSVファイルにはすべての必要項目が定義されている必要がある。現在利用している農地台帳システムに定義されていない項目を出力する場合は、項目を追加定義し、値として「NULL」、「0」などファイルフォーマットに定められている値を出力して頂くことになる。各項目の出力条件についてはガイドライン別紙2、3、4を参照のこと。

Q3-6. 既存システムでは共有名義の場合、構成員と持分も台帳上管理できるが、フェーズ2では、ファイルレイアウトにその区分項目がないように思うのだが、管理できないのか。

⇒A3-6. データ移行後に設定することが可能である。

Q3-7. 提示頂いたファイル・レイアウトに農業者年金被保険者番号・農業者年金受給者番号の項目があったが、どのような情報を入力すればよいのか。

⇒A3-7. (回答はNCA様預かり)

6 - 4 農地地図情報等について

Q4-1. 農業委員会等がガイドラインで定義された形式の Shape ファイルを用意できない場合は、どのように対応すればよいか？

⇒A4-1. ガイドライン仕様 Shape 形式への変換方法についてフェーズ2システム設計・開発等事業者のブロック担当に照会し、協議を行うこと。

6 - 5 データ収集・移行のスケジュール

Q5-1. フェーズ2システムへの移行に当たり、現在利用している農地台帳システムから変換前全項目 CSV ファイルを出力後、どのくらいの期間でフェーズ2システムが使えるようになるのか。その間の農地台帳業務はどのように行うべきか？

⇒A5-1. 変換前全項目 CSV ファイルの変換、提出に要する時間を数週間と仮定すると、変換前全項目 CSV ファイルの出力から約1か月でフェーズ2システムが利用可能となる。その後、移行したデータの修正等を行い、整備が完了した時点から業務での使用が可能となる。

業務での使用が可能になるまでの期間は、現在の農地台帳システムを用いて業務を行って頂くことになる。その間に修正等を行った農地データはフェーズ2システムに再度入力を行う必要がある。

データ移行から業務利用開始までの期間を活用し、フェーズ2システムの機能等のeラーニングを受講し、操作の習熟を行うことができる。